障害者虐待の防止について

資料2

【最初に(資料左上、以下同じ)】 直近の事案

- 青森県であった障害者支援施設の虐待事案を掲載していますが、<u>利用者の頭を殴ったり蹴ったりしたことを「虐待」ではなく「不適切な支援」とした法人</u>について、報道等で大々的に取り上げられ、<u>最終的には虐待であることを認め</u>た事例です。
- 「ポイント」にありますが、正当防衛(刑事責任の免責)であるかどうかは 裁判で争うべきで、障害者虐待防止法では<u>「身体に外傷が生じ、若しくは生じ</u> るおそれのある暴行を加え」る行為は全て『身体的虐待』となります。

【01】 障害者虐待防止の基本的枠組

○ 平成 24 年の法施行以降、毎年解説させていただいているので詳細は省略しますが、虐待防止研修について補足します。

令和4年度より、職員への虐待防止研修の実施が義務化されます。必ず職員 には虐待防止研修を受講させてください。

○ 障害福祉サービス事業所における虐待の通報先は、各市町や市町が設置する 虐待防止センターとなります。

通報先一覧(県 HP) https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf08/abusetelfax.html

【02】 県内の虐待通報・認定件数

○ 兵庫県においては、<u>前年度と比較して施設従事者等による虐待の通報件数、</u> 認定件数は減少しています。

【03】 施設従事者等による虐待(31年度)

○ 表の右下にある兵庫県における権限行使等については、「①報告徴収・出頭要請・質問・立入検査 46.3%」「県等による指導 41.5%」となっていますが、

【04】 虐待施設分類別構成比(施設内·兵庫)

○ 虐待が多く発生している施設種別は、「障害者支援施設」「生活介護」「短期入 所」で、近年、「放課後等デイサービス」の伸びが顕著となっています。なお、 「就 B」は昨年から少し減った状況です。

【05】 通報者分類別構成比(養護者·兵庫)

○ この表は<u>養護者による虐待</u>を誰が通報したか、の割合を示したものですが、 近年は警察からの通報も多くなっています。

重要です!

【06】 通報者分類別構成比(施設内·兵庫)

○ ここが最も重要な表です。<u>施設従事者等による虐待を誰が通報したか</u>、の割合を示したものです。「当該事業所(現職員、設置・管理者)」の割合が高くなってきています。これは、職員の虐待にかかる意識が少しずつ向上している証左とも言えます。

【07】 通報者分類別構成比(使用者·兵庫)

○ この表は<u>使用者による虐待</u>を誰が通報したか、の割合を示したものです。「本人」、「家族・親族」からの通報が大きな割合を占めています。

【08】 虐待者分類別構成比(養護者・兵庫)

○ この表は<u>養護者による虐待</u>を誰が行ったか、の割合を示したものですが、皆様にとっては参考程度の表です。

【09】 虐待者分類別構成比(施設内・兵庫)

○ この表は<u>施設従事者等による虐待</u>を誰が行ったか、の割合を示したものですが、日常的に利用者と接している生活支援員の割合が高くなっています。

【10】 被虐待者分類別構成比(養護者·兵庫)

○ この表は<u>養護者によって虐待</u>された障害者の障害種別と虐待種別を示したものです。養護者による虐待の<u>被害者となるのは知的障害者の方が多く、虐待の内容は身体的虐待が多くを占め</u>、次に心理的虐待となっています。なお、近年では精神障害者の方が虐待を受けることが増えています。

【11】 被虐待者分類別構成比(施設内・兵庫)

- この表は<u>施設従事者等によって虐待</u>された障害者の障害種別と虐待種別を示したものです。施設従事者等による虐待の<u>被害者となるのは知的障害者の方が</u>多く、虐待の内容は身体的虐待、性的虐待、心理的虐待の順となります。
- ここで大切なことは、<u>知的障害者が多く利用する施設等の管理者の方については、特に上記現状を踏まえて、より一層のOJTや職場研修の実施</u>をお願いします。
 - ※具体的な取り組み例としては、知的障害者の障害特性の理解促進や支援内容の継続した見直し、身体的虐待・性的虐待・心理的虐待とはどのような行為が該当するのか、などの啓発等。

県HP掲載の「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」を活用ください。

https://web.pref.hvogo.lg.jp/kf08/abuse.html

【12】 通報の徹底と公益通報者保護(1)

○ 公益通報者保護については、障害者虐待防止法及び公益通報者保護法で定められています。<u>虐待を見たり聞いたりした方には通報義務がある</u>こと、また、通報者に不利益な取り扱いをしてはいけないことが重要なことですが、これらが看過されている施設や法人は施設長や理事長などの意識が総じて低く、虐待の内容も長期化・深刻化する傾向があります。深刻な虐待が一度報道されると、法人のガバナンスや施設の管理方法などの責任を問われるだけでなく、<u>通常の</u>障害福祉サービスの提供に必ず支障が出ます。利用者がサービスを利用したい時に利用できないような事態も実際に発生しています。<u>今一度、虐待防止研修</u>などで通報義務の周知徹底をお願いします。

【13】 通報の徹底と公益通報者保護(2)

○ この事例は虐待を通報した職員が施設・法人側から損害賠償請求をされたケースですが、いずれも施設・法人側の訴えは取り下げられております。

【14】 通報の徹底と公益通報者保護(3)

○ どのような通報が公益通報に該当するか、ということを記しています。

【15】 身体拘束をしない支援の検討

○ 身体拘束の三要件など基本的な知識を掲載しておりますが、虐待があった施設職員に本内容を尋ねると回答できないケースがよくあります。<u>虐待が発生する施設、若しくは発生しやすい施設というものは</u>、いろんな要素が考えられますが、共通する事項として<u>(業務過多などを理由として)職員研修が行われていない、若しくは形だけ行われて知識や意識が根付いていないことがあげられます。令和4年度より研修の実施は義務化されておりますが、<u>職員に対する研修や支援内容の振り返りなどは、継続して行うことが、利用者や職員、ひいては施設運営に有益であることを理解ください。</u></u>

重要です!



障害者虐待の防止

兵庫県 福祉部 障害福祉課 障害政策班 (障害者権利擁護担当)

最初に

直近の事案

障害者支援施設の入所者殴る 施設側「虐待にあたらず」

(朝日新聞 平成31年3月12日)

青森県弘前市は11日、市内の障害者支援施設「拓光園」で昨年7月、暴力を振るった男性入所者を女性施設長が殴るなどした行為があり、「虐待」と認定したと公表した。施設を運営する同市の社会福祉法人「七峰会」は「不適切な対応だった」として施設長を3カ月の減給処分にしたが、一方で「虐待にはあたらない」と主張している。

市福祉政策課などによると、**知的障害がある30代の男性入所者が他の入所者や職員らに暴力を振るい、 駆けつけた50代の女性施設長が暴れる男性の頭を殴ったり蹴ったりした**という。男性にけがはなかった。 男性は不安定になって暴れることが多く、施設長は市の調べに「自分も暴行を受ける可能性があるとわかればその暴行が収まるのではないかと思って殴った。ただその後も暴力は収まらなかったので、後悔している」と話したという。

市は施設長の行為は障害者虐待防止法が定義する身体的虐待の「外傷が生じるおそれのある暴行」だと認定し、2月20日に県に報告。今月8日には同法人に改善計画の提出を求めた。

同法人の高橋正安常務理事は「改善計画を15日までに提出し、再発防止に努める。暴力は許されないが、 **この件は施設長が殴りかかってきた相手に反撃したもので虐待ではない**と考えている」と話した。男性は現在は別の施設に入っているという。→青森県に確認したところ、後に虐待であることを認めた。

(暴行罪)

第204条 人の身体を傷害した者は、15年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(傷害罪)

第208条 <u>暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、<mark>2年以下の懲役</mark>若しくは30万円以下の罰金又は拘留若</u> <u>しくは科料に処する</u>。

<ポイント>

刑法

- ○障害者虐待の認定要件と刑法の犯罪構成要件は異なる→<u>正当防衛であるかどうか、は裁判で争うこと</u>
- 〇「<u>障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え</u>、又は正当な理由無く障害者の身体を拘束する行為」を虐待防止法上の身体的虐待という

守られるべき法律 **障害者虐待防止法**

兵庫県福祉部障害福祉課

01 障害者虐待防止の基本的枠組

法の目的

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)

第一条 この法律は、<u>障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要</u>であること等に鑑み [略] 障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、<u>もって障害者の権利</u>利益の擁護に資することを目的とする。

虐待類型

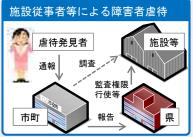
①身体的虐待 ②放棄・放任(ネグレクト) ③心理的虐待 ④性的虐待 ⑤経済的虐待

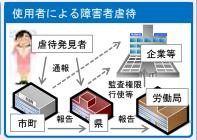
法解釈の ポイント

- ①虐待を受けたと思われる<u>障害者を発見した場合の通報義務</u>[虐待防止法第16条]
- → 管理者等が義務を果たさず、「支援が不適切だった」とする内部指導での幕引きや隠蔽を図ったことで 職員・元職員等の通報(厚生労働省等へのリークを含む)により虐待が発覚した事例もあり
- ②立入調査等の虚偽答弁に対する罰則 [障害者総合支援法第110条、第111条]
- → 行政の調査に虚偽報告等を行い、障害者総合支援法等違反で送検される事例もあり
- ③虐待防止の責務と<u>障害者や家族の立場の理解</u>[厚生労働省通知等]
- → 利用者や家族は不満を感じていても自由に言えず、指導の範疇を超えてしまった事例もあり

通報・調査 スキーム







02 県内の虐待通報・認定件数

傾向のポイント

(1) 法施行から10年が経過したことによる制度定着の効果もあり、<u>通報件数、虐待認定件数とも減少している</u>。(全国ペースは通報・認定ともに増)

通報:②583件→③540件〕認定:②143件→③126件〕

- (2) 通報等のうち、<u>虐待が認められた</u> <u>割合は23.3%</u>(前年度比△1.2pt)と なっている(全国^{∧・}-スは26.2%)。
- (3) 施設従事者等による虐待が通報の 26.9% (前年度比+5.3pt) 、認定 の24.6% (<u>前年度比+5.0pt</u>) を 占める。
- (4) 虐待を受けた者の障害種別では、 <u>知的障害者が全体の50.7%</u>を占める。

【令和2-3年度虐待通報等及び認定件数(件)カッコ内は全国計】

	令和 2	2年度	令和3年度				
	通報等件数	認定件数	通報等件数	認定件数			
施設従事者等	126 (2, 865)	28 (632)	145 (3, 208)	31 (699)			
養 護 者	427 (6, 556)	101 (1, 768)	380 (7, 337)	86 (1, 994)			
使用者(※)	30 (1, 277)	14 (401)	15 (1, 230)	9 (392)			
計	583 (10, 698)	143 (2, 801)	540 (11, 775)	126 (3, 085)			

※県・市に通報があったもので、虐待の疑いありと労働局に報告した件数のみ計上

【令和3年度虐待種別・被虐待者種別(件)※使用者は労働局が別途集計】

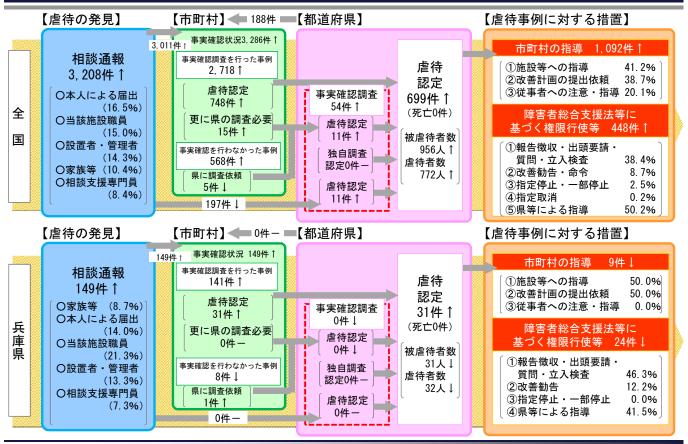
	身 体 的 虐 待	性 的 虐 待	心 理 的 虐 待	放 棄 • 放任	経済的虐 待	計
施設従事者等	18	9	5	0	0	32
養 護 者	55	5	26	8	8	102
計	73	14	31	8	8	134

		身障	体 害	知 障	的 害	精 障	神 害	発 障	達 害	その他	計
施 設	t 従 事 者 等	3	3	2	9	2	2	2	2	0	39
養	護者	1-	4	4	1	3	8	(ŝ	0	99
	計	1	7	7	0	4	.0	8	3	0	138

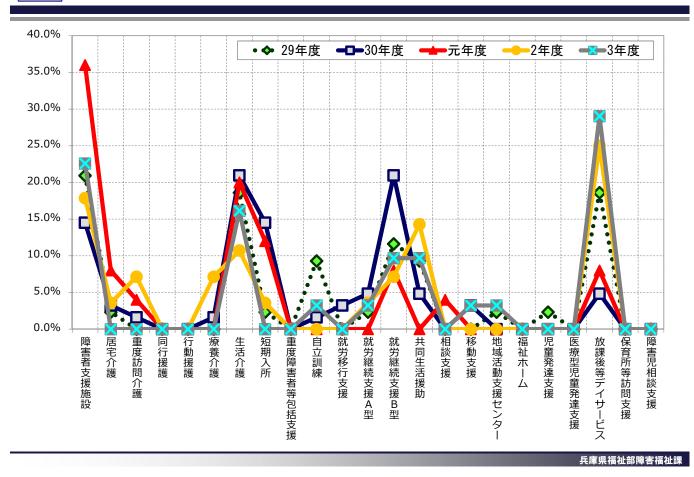
※複数の区分に該当するものがあるため、合計数は一致しない。

兵庫県福祉部障害福祉課

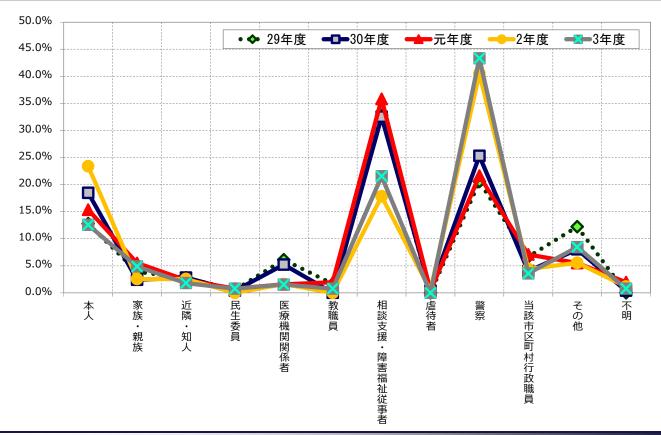
03 施設従事者等による虐待(3年度)



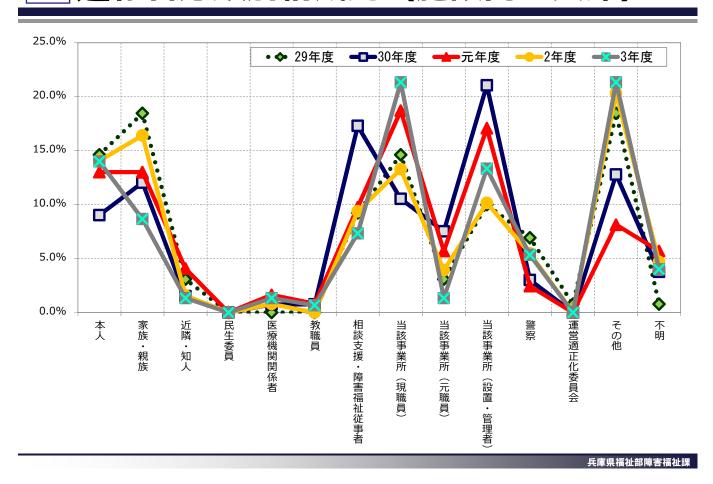
04 虐待施設分類別構成比(施設内・兵庫)



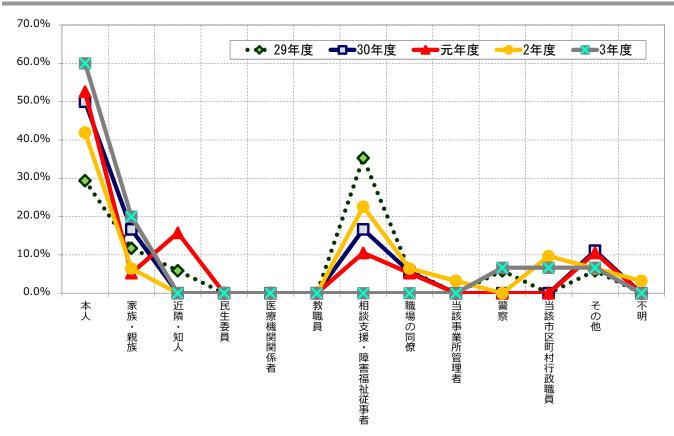
05 通報者分類別構成比(養護者・兵庫)



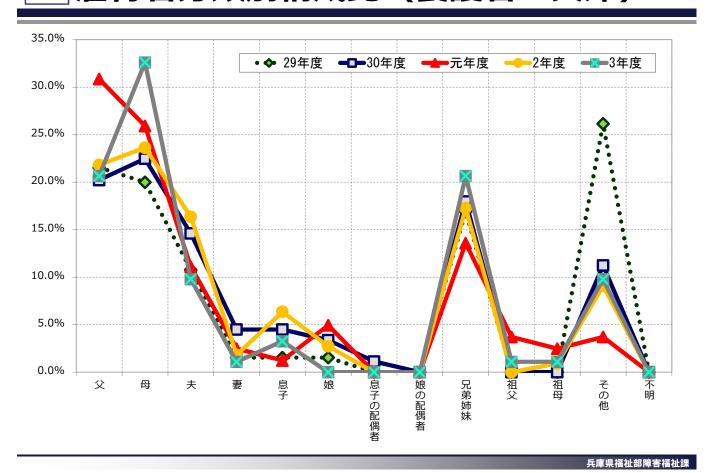
06 通報者分類別構成比(施設内・兵庫)



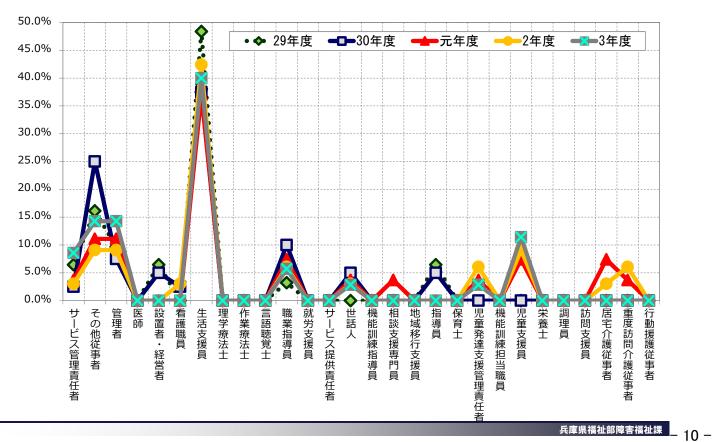
7 通報者分類別構成比(使用者・兵庫)



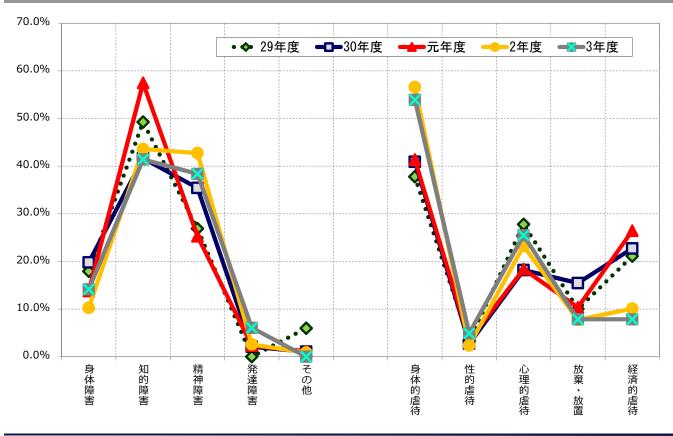
虐待者分類別構成比(養護者・兵庫)



虐待者分類別構成比(施設内・兵庫)

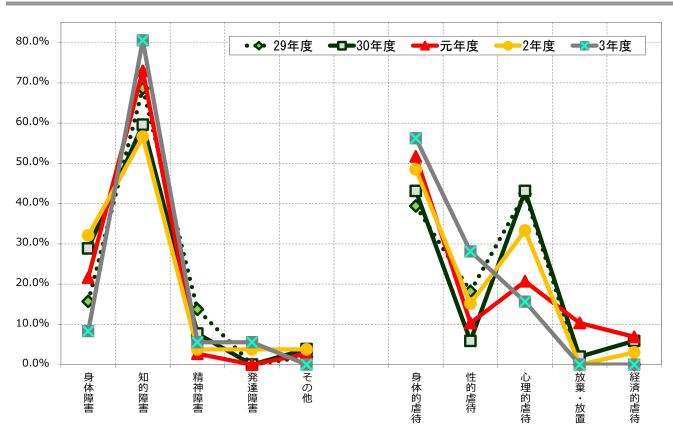


被虐待者分類別構成比(養護者・兵庫)



兵庫県福祉部障害福祉課

被虐待者分類別構成比(施設内・兵庫)



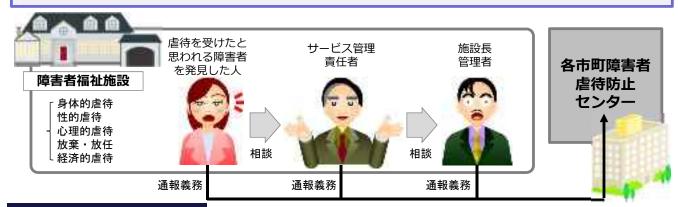
通報の徹底と公益通報者保護(1)

障害者虐待防止法

(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る通報等)

第十六条 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、**速やかに、** これを市町村に通報しなければならない。

障害者福祉施設従事者等は、第一項の規定による通報をしたことを理由として、**解雇その他不利益な取扱** <u>いを受けない</u>。



深刻な虐待事案に共通する事項

- ○小さな虐待から大きな虐待へとエスカレート
- ○複数の職員が複数の利用者に対して長期間虐待
- ○通報義務の不履行
- ○設置者・管理者による組織的な虐待の隠蔽
- ○事実確認調査に対する虚偽答弁
- ○過去にも行政から文書指導等

運営法人の理事長に よる認識不足

虐待が事業運営の 大きなリスクたる ことの認識が希薄 ①施設・事業所で虐待 がないか総点検

②虐待が疑われる事案 があったら速やかに 通報

兵庫県福祉部障害福祉課

通報の徹底と公益通報者保護(2)

内部告発者に賠償請求 埼玉・鹿児島の障害者施設 (日本経済新聞 平成27年11月23日)

<u>障害者の通所施設で虐待の疑いに気付き<mark>自治体に内部告発した職員が、施設側から名誉毀損などを理由に損</mark></u> 『賠償を求められるケースが埼玉県と鹿児島県で起きていることが22日、分かった。障害者虐待防止法では、 虐待の疑いを発見した職員は市町村に通報する義務がある。施設側の対応に法曹関係者らから「職員が萎縮し て、虐待が闇に葬られてしまう」と批判が出ている。

さいたま市の就労支援施設に勤めていた女性元職員(42)は10月、運営主体のNPO法人から約672万円の 損害賠償請求を通知する内容証明郵便を受け取った。女性は上司の男性職員が知的障害のある男性利用者2人 の裸の写真を撮影し、無料通信アプリで送ってきたり、職場の共用パソコンに保存したりしていたため3月に 市へ通報。市は施設へ監査に入った。女性が自主退職した後の6月、虐待を認定、改善勧告を出した。

施設側は「女性はテレビ局の取材も受け、他にも虐待があったと虚偽の説明をした」と主張。「外部からの 業務受託の予定が取り消され、損害を受けた」として賠償を求めているが、女性は争う構えで、双方が裁判に 訴えている。

鹿児島市の就労支援施設の男性元職員(48)は、6月に運営会社から鹿児島簡裁に提訴された。男性は同社 で働いていた昨年秋、女性利用者から「幹部職員にバインダーで頭をたたかれた」と聞いた。半信半疑だった が、他の利用者に対する虐待の目撃証言が別の関係者からもあったため、2月に市へ通報した。

施設側は虐待を否定。「事実無根の中傷で名誉を毀損された」などとして110万円の損害賠償を求めている。 市は虐待の認定に至っていないが、担当者は「男性がうそをついているとは考えていない。虐待防止法の趣旨 からすると、提訴はあるべきことではない」としている。→H29.12双方訴えを取り下げ

(名誉毀損)

第二百三十条 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、三年以下の懲役若しくは禁 <u>錮又は五十万円以下の罰金に処する</u>。

2 [略]

刑

法

(公共の利害に関する場合の特例)

第二百三十条の二 前条第一項の行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあったと 認める場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があったときは、これを罰しない。

2~3 [略]

通報の徹底と公益通報者保護(3)

公益 通報者 保護法 第二条 この法律において「公益通報」とは、**労働者[略]が、不正の利益を得る目的、他人に損**腎 を加える目的その他の不正の目的でなく、その労務提供先「略」又は当該労務提供先の事業に従事 する場合におけるその役員、従業員、代理人その他の者について通報対象事実が生じ、又はまさに <u>生じようとしている旨を、当該労務提供先若しくは当該労務提供先があらかじめ定めた者</u>[略]、 行政機関又は [略] 必要であると認められる者 [略] に通報することをいう。

- 2 [略]
- この法律において「通報対象事実」とは、次のいずれかの事実をいう。 3
 - 個人の生命又は身体の保護、消費者の利益の擁護、環境の保全、公正な競争の確保その他の国 <u>民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法律として別表に掲げるもの(これらの法</u> 律に基づく命令を含む。次号において同じ。) に規定する罪の犯罪行為の事実 [略]

公益通報の要件

- ①労働者による通報であること(元従業員は対象外)
- ②通報が不正の目的(積極的な害意)でなされていない こと(通説では事業者側に立証責任)
- ③労務提供先等に関する通報であること(私生活等除外)
- ④<u>通報対象事実</u>を含む通報であること
 - (7) 生命・財産等の保護に関わる法律に違反する行為
 - (イ) 実効性が刑罰により担保される法令違反行為の事実
- ⑤指定の通報先(内部通報、行政機関通報、外部通報)に 通報すること(深刻な風評被害を避けるため内部優先)

保護の内容

- ①公益通報を理由とする解雇の無効(第3条)
- ②派遣元との派遣契約の解除無効(第4条)
- ③減給・降格等事実上の不利益取扱い禁止 (第5条)

留意事項等

①公益通報者保護法が対象とする「刑法等の犯罪 事実」と、虐待防止法が対象とする「障害者虐 待の事実」は必ずしも一致しない。

例えば、暴言 (アホ等) は形式的には侮辱罪に該当するが親 告罪であり捜査対象行為となりにくい。また、刑法上の暴行 は「人への有形力の行使」だが、虐待防止法は「身体に外傷 のおそれがない暴行」は除外されている。

- ②一方で、裁判を受ける権利は憲法で保障されて おり、名誉毀損での訴訟は妨げられない。
- ③<u>保護の対象となるか否かは**通報時における「真**</u> <mark>実相当性」が判断材料</mark>になり</u>、仮に虐待が認定 されなかったとしても、それをもって保護対象 から外れるわけではない。

兵庫県福祉部障害福祉課

身体拘束をしない支援の検討

障害者総合支援法に基づく人員、設備、運営に関する基準

(身体拘束等の禁止)

- 第七十三条 指定療養介護事業者は、指定療養介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身 体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身 <u>体拘束等」という。)を</u>行ってはならない。
- 指定療養介護事業者は、<u>やむを得ず身体拘束等を行う場合には、**その態様及び時間、その際の利用者の心**</u> 身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

1 やむを得ず身体拘束をするときの三要件

切迫性

利用者本人又は他の利用者の生命・身体・権利が危険にさらされる可能性が著しく高い

非代替性

身体拘束や行動制限を行う以外に代替する方法がない

一時性

身体拘束その他の**行動制限が一時的である**

2 組織として慎重に検討・決定し、個別支援計画に記載

どのような理由で、どのような身体拘束を、いつ行うのか(身体拘束を行うことの評価と検証)

3 本人・家族に対して具体的に説明

本人・家族に丁寧な説明をして、同意を得る(どのような拘束を行うのかをできるだけ具体的に説明)

4 支援記録の記載と頻回な経過観察

身体拘束を行った時は、支援記録等にその都度記載する(頻回な経過観察 ※例えば、精神保健福祉法では1時間1回)

①車椅子やベッド等に縛り付ける ②手指の機能の制限のためにミトン型手袋を付ける ③行動制限のためにつなぎ服を着せる ④利用者を押さえつける ⑤落ち着かせるために向精神薬を過剰服薬させる ⑥鍵のかかった居室等に隔離する

都道府県知事

各

殿

政令指定都市市長

内閣府政策統括官(政策調整担当)

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針の変更について(通知)

政府の障害者施策の推進につきましては、平素より御理解、御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。)において、政府は、法第 6 条の規定に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を策定することとされています。

この度、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律 (令和3年法律第56号。以下「改正法」という。)の施行に向け、基本方針を別添 1のとおり変更しましたのでお知らせします。変更の概要については下記のとおり です。改正法は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正す る法律の施行期日を定める政令により令和6年4月1日に施行することとされており、変更後の基本方針も同日に施行されます。

都道府県知事におかれましては、貴管内市町村、関係機関・団体及び住民に対して、政令指定都市市長におかれましては、関係機関・団体及び住民に対して、変更後の基本方針の内容を広く周知いただくとともに、改正法の円滑な施行に向け、福祉、教育その他関係部局(関係事業者の事業を所管している部局を含む。)の間における連携を図りつつ、別添2「今後のスケジュールについて」に沿って、改正法の施行に向けた準備を進めていただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規 定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

第1 変更の趣旨

改正法の施行等に伴い、基本方針を変更する。

第2 変更の概要

1 不当な差別的取扱いの基本的な考え方への追記 社会的障壁を解消するための手段(車椅子、補助犬その他の支援機器等の利 用や介助者の付添い等)の利用等を理由として行われる不当な差別的取扱いも、 障害を理由とする不当な差別的取扱いに該当する旨を追記。

2 例の記載

正当な理由がなく不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例及び正当な理由があり不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる例を記載したほか、合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例及び合理的配慮の提供義務に反しないと考えられる例を記載。

3 建設的対話・相互理解の重要性の追記

社会的障壁を除去するための必要かつ実現可能な対応案を障害者と行政機関等・事業者が共に考えていくためには、建設的対話を通じ、お互いの状況の理解に努めることが重要であることを追記。

4 「相談及び紛争の防止等のための体制の整備」の記載

改正法により、基本方針に定める事項として「国及び地方公共団体による支援措置の実施に関する基本的な事項」が追加されたことから、当該事項に記載する項目として「相談及び紛争の防止等のための体制の整備」を新設。本項目に以下内容を記載。

- ・ 障害を理由とする差別の解消を効果的に推進するには、公正・中立な立場である相談窓口等の担当者が、障害者や事業者等からの相談等に的確に応じることが必要。また、相談対応過程では相談者及びその相手方から丁寧な事実確認を行った上で対応方針の検討を行い、建設的対話による相互理解を通じて解決を図ることが望ましい。
- ・ 相談対応等においては、市区町村、都道府県、国が役割分担・連携協力し、 一体となって対応できるよう取り組む。このため、内閣府において、各省 庁に対する事業分野ごとの相談窓口の明確化の働きかけや、法令説明や適 切な相談窓口に「つなぐ役割」を担う国の相談窓口の検討を進める。また、 相談対応を行う人材の専門性向上、相談対応業務の質向上を図る。

5 その他の変更事項

・ 各種啓発活動や研修等の実施における、障害のある女性、障害のある性 的マイノリティ、障害のある子供に関する留意事項を記載。

- ・ 内閣府において、性別・年齢等の情報も含めた事例の収集を行い、参考 となる事案の概要等を分かりやすく整理してデータベース化し、ホーム ページ等を通じて公表・提供することを記載。
- ・ 障害者差別解消支援地域協議会については、地域の事業者や事業者団体 も協議会に参画することが有効であることや、設置促進等に向けた取組 について記載。

(担当)

内閣府政策統括官(政策調整担当)付 参事官(障害者施策担当)

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1

TEL:03-6257-1458 (直通)

FAX : 03 - 3581 - 0902

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「法」という。)第6条第1項の規定に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を策定する。基本方針は、障害を理由とする差別の解消に向けた、政府の施策の総合的かつ一体的な実施に関する基本的な考え方を示すものである。

第1 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向

1 法制定の背景及び経過

近年、障害者の権利擁護に向けた取組が国際的に進展し、平成18年に国連において、 障害者の人権及び基本的自由の享有を確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重 を促進するための包括的かつ総合的な国際条約である障害者の権利に関する条約(以 下「権利条約」という。)が採択された。我が国は、平成19年に権利条約に署名し、以 来、国内法の整備を始めとする取組を進めてきた。

権利条約は第2条において、「「障害に基づく差別」とは、障害に基づくあらゆる区別、 排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分 野において、他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を認識し、享有 し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障害に基 づく差別には、あらゆる形態の差別(合理的配慮の否定を含む。)を含む。」と定義し、 その禁止について、締約国に全ての適当な措置を求めている。我が国においては、平成 16年の障害者基本法(昭和45年法律第84号)の改正において、障害者に対する差別 の禁止が基本的理念として明示され、さらに、平成23年の同法改正の際には、権利条 約の趣旨を踏まえ、同法第2条第2号において、社会的障壁について、「障害がある者 にとつて日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、 慣行、観念その他一切のものをいう。」と定義されるとともに、基本原則として、同法 第4条第1項に、「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他 の権利利益を侵害する行為をしてはならない」こと、また、同条第2項に、「社会的障 壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過 重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、 その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない」ことが規定された。

法は、障害者基本法の差別の禁止の基本原則を具体化するものであり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月に制定された。我が国は、本法の制定を含めた一連の障害者施策に係る取組の成果を踏まえ、平成26年1月に権利条約を締結した。

また、令和3年6月には、事業者による合理的配慮の提供を義務付けるとともに、行

政機関相互間の連携の強化を図るほか、相談体制の充実や情報の収集・提供など障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化を内容とする改正法が公布された (障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律(令和3年 法律第56号))。

2 基本的な考え方

(1) 法の考え方

法は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進することで、共生社会の実現に資することを目的としている。全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するためには、日常生活や社会生活における障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くことが重要である。このため、法は、後述する、障害者に対する不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供を差別と規定し、行政機関等及び事業者に対し、差別の解消に向けた具体的取組を求めるとともに、普及啓発活動等を通じて、障害者も含めた国民一人一人が、それぞれの立場において自発的に取り組むことを促している。

特に、法に規定された合理的配慮の提供に当たる行為は、既に社会の様々な場面において日常的に実践されているものもある。こうした取組を広く社会に示しつつ、また、権利条約が採用する、障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、身体障害、知的障害、精神障害(発達障害及び高次脳機能障害を含む。)その他の心身の機能の障害(難病等に起因する障害を含む。)のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとする、いわゆる「社会モデル」の考え方の国民全体への浸透を図ることによって、国民一人一人の障害に関する正しい知識の取得や理解が深まるとともに、障害者や行政機関等・事業者、地域住民といった様々な関係者の建設的対話による協力と合意により、共生社会の実現という共通の目標の実現に向けた取組が推進されることを期待するものである。

(2) 基本方針と対応要領・対応指針との関係

基本方針に即して、国の行政機関の長及び独立行政法人等においては、当該機関の職員の取組に資するための対応要領を、主務大臣においては、事業者における取組に資するための対応指針を作成することとされている。地方公共団体及び公営企業型以外の地方独立行政法人(以下「地方公共団体等」という。)については、地方分権の観点から、対応要領の作成は努力義務とされているが、積極的に取り組むことが望まれる。

対応要領及び対応指針は、法に規定された不当な差別的取扱い及び合理的配慮について、障害種別に応じた具体例も盛り込みながら分かりやすく示しつつ、行政機関等の職員に徹底し、事業者の取組を促進するとともに、広く国民に周知するものとする。

(3)条例との関係

地方公共団体においては、障害を理由とする差別の解消に向けた条例の制定が進められるなど、各地で障害を理由とする差別の解消に係る気運の高まりが見られるところである。法との関係では、地域の実情に即した既存の条例(いわゆる上乗せ・横出し条例を含む。)については引き続き効力を有し、また、新たに制定することも制限されることはなく、障害者にとって身近な地域において、条例の制定も含めた障害を理由とする差別を解消する取組の推進が望まれる。

第2 行政機関等及び事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関 する共通的な事項

1 法の対象範囲

(1) 障害者

対象となる障害者は、法第2条第1号に規定する障害者、即ち、身体障害、知的障害、精神障害(発達障害及び高次脳機能障害を含む。)その他の心身の機能の障害(難病等に起因する障害を含む。)(以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものである。これは、障害者基本法第2条第1号に規定する障害者の定義と同様であり、いわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえている。したがって、法が対象とする障害者の該当性は、当該者の状況等に応じて個別に判断されることとなり、いわゆる障害者手帳の所持者に限られない。

(2) 事業者

対象となる事業者は、商業その他の事業を行う者(地方公共団体の経営する企業及び公営企業型地方独立行政法人を含み、国、独立行政法人等、地方公共団体及び公営企業型以外の地方独立行政法人を除く。)であり、目的の営利・非営利、個人・法人の別を問わず、同種の行為を反復継続する意思をもって行う者である。したがって、例えば、個人事業者や対価を得ない無報酬の事業を行う者、非営利事業を行う社会福祉法人や特定非営利活動法人も対象となり、また対面やオンラインなどサービス等の提供形態の別も問わない。

(3) 対象分野

法は、日常生活及び社会生活全般に係る分野が広く対象となる。ただし、行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、法第13条により、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)の定めるところによることとされている。

2 不当な差別的取扱い

(1) 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

ア 法は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することを禁止している。なお、車椅子、補助犬その他の支援機器等の利用や介助者の付添い等の社会的障壁を解消するための手段の利用等を理由として行われる不当な差別的取扱いも、障害を理由とする不当な差別的取扱いに該当する。

また、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、 不当な差別的取扱いではない。

イ したがって、障害者を障害者でない者と比べて優遇する取扱い(いわゆる積極的改善措置)、法に規定された障害者に対する合理的配慮の提供による障害者でない者との異なる取扱いや、合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障害者に障害の状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには当たらない。不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障害者を、問題となる事務・事業について本質的に関係する諸事情が同じ障害者でない者より不利に扱うことである点に留意する必要がある。

(2) 正当な理由の判断の視点

正当な理由に相当するのは、障害者に対して、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合である。行政機関等及び事業者においては、正当な理由に相当するか否かについて、個別の事案ごとに、障害者、事業者、第三者の権利利益(例:安全の確保、財産の保全、事業の目的・内容・機能の維持、損害発生の防止等)及び行政機関等の事務・事業の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。

正当な理由がなく、不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例及び正当な理由があるため、不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる例としては、次のようなものがある。なお、記載されている内容はあくまでも例示であり、正当な理由に相当するか否かについては、個別の事案ごとに、前述の観点等を踏まえて判断することが必要であること、正当な理由があり不当な差別的取扱いに該当しない場合であっても、合理的配慮の提供を求められる場合には別途の検討が必要であることに留意する。

(正当な理由がなく、不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例)

- ・ 障害の種類や程度、サービス提供の場面における本人や第三者の安全性などについて考慮することなく、漠然とした安全上の問題を理由に施設利用を拒否すること。
- 業務の遂行に支障がないにもかかわらず、障害者でない者とは異なる場所での対応を行うこと。
- ・ 障害があることを理由として、障害者に対して、言葉遣いや接客の態度など一律 に接遇の質を下げること。

・ 障害があることを理由として、具体的場面や状況に応じた検討を行うことなく、 障害者に対し一律に保護者や支援者・介助者の同伴をサービスの利用条件とすること。

(正当な理由があるため、不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる例)

- ・ 実習を伴う講座において、実習に必要な作業の遂行上具体的な危険の発生が見 込まれる障害特性のある障害者に対し、当該実習とは別の実習を設定すること。 (障害者本人の安全確保の観点)
- ・ 飲食店において、車椅子の利用者が畳敷きの個室を希望した際に、敷物を敷く 等、畳を保護するための対応を行うこと。(事業者の損害発生の防止の観点)
- ・ 銀行において口座開設等の手続を行うため、預金者となる障害者本人に同行した者が代筆をしようとした際に、必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ、障害者本人に対し障害の状況や本人の取引意思等を確認すること。(障害者本人の財産の保全の観点)
- ・ 電動車椅子の利用者に対して、通常よりも搭乗手続や保安検査に時間を要する ことから、十分な研修を受けたスタッフの配置や関係者間の情報共有により所要 時間の短縮を図った上で必要最小限の時間を説明するとともに、搭乗に間に合う 時間に空港に来てもらうよう依頼すること。(事業の目的・内容・機能の維持の 観点)

行政機関等及び事業者は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を丁寧に説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。その際、行政機関等及び事業者と障害者の双方が、お互いに相手の立場を尊重しながら相互理解を図ることが求められる。

3 合理的配慮

- (1) 合理的配慮の基本的な考え方
- ア 権利条約第2条において、「合理的配慮」は、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。

法は、権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、行政機関等及び事業者に対し、その事務・事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮を行うこと(以下「合理的配慮」という。)を求めている。合理的配慮は、障害者が受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえたものであり、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、障害者が個々の場面において必要としている社会的障壁を

除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないものである。

イ 合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に 応じて異なり、多様かつ個別性の高いものである。また、その内容は、後述する「環 境の整備」に係る状況や、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るもので ある。

合理的配慮は、行政機関等及び事業者の事務・事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。その提供に当たってはこれらの点に留意した上で、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、当該障害者本人の意向を尊重しつつ「(2)過重な負担の基本的な考え方」に掲げた要素も考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で柔軟に対応がなされる必要がある。

建設的対話に当たっては、障害者にとっての社会的障壁を除去するための必要かつ 実現可能な対応案を障害者と行政機関等・事業者が共に考えていくために、双方がお 互いの状況の理解に努めることが重要である。例えば、障害者本人が社会的障壁の除 去のために普段講じている対策や、行政機関等や事業者が対応可能な取組等を対話の 中で共有する等、建設的対話を通じて相互理解を深め、様々な対応策を柔軟に検討し ていくことが円滑な対応に資すると考えられる。

ウ 現時点における合理的配慮の一例としては以下の例が挙げられる。なお、記載されている内容はあくまでも例示であり、あらゆる事業者が必ずしも実施するものではないこと、以下の例以外であっても合理的配慮に該当するものがあることに留意する。

(合理的配慮の例)

- ・ 車椅子利用者のために段差に携帯スロープを渡す、高い所に陳列された商品を取って渡すなどの物理的環境に係る対応を行うこと。
- ・ 筆談、読み上げ、手話、コミュニケーションボードの活用などによるコミュニケーション、振り仮名や写真、イラストなど分かりやすい表現を使って説明をするなどの意思疎通に係る対応を行うこと。
- ・ 障害の特性に応じた休憩時間の調整や必要なデジタル機器の使用の許可などの ルール・慣行の柔軟な変更を行うこと。
- ・ 店内の単独移動や商品の場所の特定が困難な障害者に対し、店内移動と買物の支援を行うこと。

また、合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例及び該当しないと考えられる例としては、次のようなものがある。なお、記載されている内容はあくまでも

例示であり、合理的配慮の提供義務違反に該当するか否かについては、個別の事案ご とに、前述の観点等を踏まえて判断することが必要であることに留意する。

(合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例)

- ・ 試験を受ける際に筆記が困難なためデジタル機器の使用を求める申出があった場合に、デジタル機器の持込みを認めた前例がないことを理由に、必要な調整を行うことなく一律に対応を断ること。
- ・ イベント会場内の移動に際して支援を求める申出があった場合に、「何かあった ら困る」という抽象的な理由で具体的な支援の可能性を検討せず、支援を断ること。
- ・ 電話利用が困難な障害者から電話以外の手段により各種手続が行えるよう対応 を求められた場合に、自社マニュアル上、当該手続は利用者本人による電話のみで 手続可能とすることとされていることを理由として、メールや電話リレーサービス を介した電話等の代替措置を検討せずに対応を断ること。
- ・ 自由席での開催を予定しているセミナーにおいて、弱視の障害者からスクリーン や板書等がよく見える席でのセミナー受講を希望する申出があった場合に、事前の 座席確保などの対応を検討せずに「特別扱いはできない」という理由で対応を断る こと。

(合理的配慮の提供義務に反しないと考えられる例)

- ・ 飲食店において、食事介助等を求められた場合に、当該飲食店が当該業務を事業 の一環として行っていないことから、その提供を断ること。(必要とされる範囲で 本来の業務に付随するものに限られることの観点)
- ・ 抽選販売を行っている限定商品について、抽選申込みの手続を行うことが困難であることを理由に、当該商品をあらかじめ別途確保しておくよう求められた場合に、当該対応を断ること。(障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであることの観点)
- ・ オンライン講座の配信のみを行っている事業者が、オンラインでの集団受講では 内容の理解が難しいことを理由に対面での個別指導を求められた場合に、当該対応 はその事業の目的・内容とは異なるものであり、対面での個別指導を可能とする人 的体制・設備も有していないため、当該対応を断ること。(事務・事業の目的・内 容・機能の本質的な変更には及ばないことの観点)
- ・ 小売店において、混雑時に視覚障害者から店員に対し、店内を付き添って買物の 補助を求められた場合に、混雑時のため付添いはできないが、店員が買物リストを 書き留めて商品を準備することができる旨を提案すること。(過重な負担(人的・ 体制上の制約)の観点)

また、合理的配慮の提供に当たっては、障害者の性別、年齢、状態等に配慮するものとし、特に障害のある女性に対しては、障害に加えて女性であることも踏まえた対応が求められることに留意する。

エ 意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去を必要としている状況にあることを言語(手話を含む。)のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提

示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段(通訳を介するものを含む。)により伝えられる。 その際には、社会的障壁を解消するための方法等を相手に分かりやすく伝えることが望ましい。

また、障害者からの意思表明のみでなく、障害の特性等により本人の意思表明が困難な場合には、障害者の家族、介助者等、コミュニケーションを支援する者が、本人を補佐して行う意思の表明も含む。なお、意思の表明が困難な障害者が、家族や支援者・介助者等を伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑みれば、当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましい。

(2) 過重な負担の基本的な考え方

過重な負担については、行政機関等及び事業者において、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。行政機関等及び事業者は、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者に丁寧にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。その際には前述のとおり、行政機関等及び事業者と障害者の双方が、お互いに相手の立場を尊重しながら、建設的対話を通じて相互理解を図り、代替措置の選択も含めた対応を柔軟に検討することが求められる。

- 事務・事業への影響の程度(事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か)
- 実現可能性の程度(物理的・技術的制約、人的・体制上の制約)
- 費用・負担の程度
- 事務・事業規模
- 財政·財務状況

(3) 環境の整備との関係

ア 環境の整備の基本的な考え方

法は、個別の場面において、個々の障害者に対して行われる合理的配慮を的確に行うための不特定多数の障害者を主な対象として行われる事前的改善措置(施設や設備のバリアフリー化、意思表示やコミュニケーションを支援するためのサービス・介助者等の人的支援、障害者による円滑な情報の取得・利用・発信のための情報アクセシビリティの向上等)を、環境の整備として行政機関等及び事業者の努力義務としている。環境の整備においては、新しい技術開発が投資負担の軽減をもたらすこともあることから、技術進歩の動向を踏まえた取組が期待される。また、ハード面のみならず、職員に対する研修や、規定の整備等の対応も含まれることが重要である。

適害を理由とする差別の解消のための取組は、法や高齢者、障害者等の移動等の

円滑化の促進に関する法律(平成 18 年法律第 91 号)等不特定多数の障害者を対象とした事前的な措置を規定する法令に基づく環境の整備に係る施策や取組を着実に進め、環境の整備と合理的配慮の提供を両輪として進めることが重要である。

イ 合理的配慮と環境の整備

環境の整備は、不特定多数の障害者向けに事前的改善措置を行うものであるが、 合理的配慮は、環境の整備を基礎として、その実施に伴う負担が過重でない場合に、 特定の障害者に対して、個別の状況に応じて講じられる措置である。したがって、 各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。

合理的配慮の提供と環境の整備の関係に係る一例としては以下の例が挙げられる。

- ・ 障害者から申込書類への代筆を求められた場合に円滑に対応できるよう、あらか じめ申込手続における適切な代筆の仕方について店員研修を行う(環境の整備)と ともに、障害者から代筆を求められた場合には、研修内容を踏まえ、本人の意向を 確認しながら店員が代筆する(合理的配慮の提供)。
- ・ オンラインでの申込手続が必要な場合に、手続を行うためのウェブサイトが障害者にとって利用しづらいものとなっていることから、手続に際しての支援を求める申出があった場合に、求めに応じて電話や電子メールでの対応を行う(合理的配慮の提供)とともに、以後、障害者がオンライン申込みの際に不便を感じることのないよう、ウェブサイトの改良を行う(環境の整備)。

なお、多数の障害者が直面し得る社会的障壁をあらかじめ除去するという観点から、他の障害者等への波及効果についても考慮した環境の整備を行うことや、相談・紛争事案を事前に防止する観点からは合理的配慮の提供に関する相談対応等を契機に、行政機関等及び事業者の内部規則やマニュアル等の制度改正等の環境の整備を図ることは有効である。また環境の整備は、障害者との関係が長期にわたる場合においても、その都度の合理的配慮の提供が不要となるという点で、中・長期的なコストの削減・効率化にも資することとなる。

第3 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的 な事項

1 基本的な考え方

行政機関等においては、その事務・事業の公共性に鑑み、障害を理由とする差別の解消に率先して取り組む主体として、不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供が法的義務とされており、国の行政機関の長及び独立行政法人等は、当該機関の職員による取組を確実なものとするため、対応要領を定めることとされている。行政機関等における差別禁止を確実なものとするためには、差別禁止に係る具体的取組と併せて、相談窓口の明確化、職員の研修・啓発の機会の確保等を徹底することが重要であり、対応要領においてこの旨を明記するものとする。

2 対応要領

(1) 対応要領の位置付け及び作成・変更手続

対応要領は、行政機関等が事務・事業を行うに当たり、職員が遵守すべき服務規律の一環として定められる必要があり、国の行政機関であれば、各機関の長が定める訓令等が、また、独立行政法人等については、内部規則の様式に従って定められることが考えられる。

国の行政機関の長及び独立行政法人等は、対応要領の作成・変更に当たり、障害者その他の関係者を構成員に含む会議の開催、障害者団体等からのヒアリングなど、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、作成等の後は、対応要領を公表しなければならない。

(2) 対応要領の記載事項

対応要領の記載事項としては、以下のものが考えられる。なお、具体例を記載する際には、障害特性や年齢、性別、具体的な場面等を考慮したものとなるよう留意することとする。

- 趣旨
- 障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方
- 障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の具体例
- 相談体制の整備
- 職員への研修・啓発

3 地方公共団体等における対応要領に関する事項

地方公共団体等における対応要領の作成については、地方分権の趣旨に鑑み、法においては努力義務とされている。地方公共団体等において対応要領を作成・変更する場合には、2(1)及び(2)に準じて行われることが望ましい。国は、地方公共団体等における対応要領の作成等に関し、適時に資料・情報の提供、技術的助言など、所要の支援措置を講ずること等により協力しなければならない。

第4 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

1 基本的な考え方

事業者については、令和3年の法改正により、合理的配慮の提供が法的義務へと改められた。これを契機として、事業者においては、各主務大臣が作成する対応指針に基づき、合理的配慮の必要性につき一層認識を深めることが求められる。主務大臣においては、所掌する分野の特性を踏まえたきめ細かな対応を行うものとする。各事業者における取組については、障害を理由とする差別の禁止に係る具体的取組はもとより、相談窓口の整備、事業者の研修・啓発の機会の確保、個別事案への対応を契機とした障害を理由とする差別の解消の推進に資する内部規則やマニュアルなど制度等の整備等も重要であり、対応指針の作成・変更に当たっては、この旨を明記するものとする。

2 対応指針

(1) 対応指針の位置付け及び作成・変更手続

主務大臣は、個別の場面における事業者の適切な対応・判断に資するための対応指針を作成するものとされている。作成・変更に当たっては、障害者や事業者等を構成員に含む会議の開催、障害者団体や事業者団体等からのヒアリングなど、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、作成等の後は、対応指針を公表しなければならない。

対応指針は事業者の適切な判断に資するために作成されるものであり、盛り込まれる合理的配慮の具体例は、事業者に強制する性格のものではなく、また、それだけに限られるものではない。事業者においては、対応指針を踏まえ、具体的場面や状況に応じて柔軟に対応することが期待される。

また、対応指針は事業者に加え、障害者が相談を行う際や、国や地方公共団体における相談機関等が相談対応を行う際等にも、相談事案に係る所管府省庁の確認のため参照され得るものであることから、対応指針においては、各主務大臣が所掌する分野及び当該分野に対応する相談窓口を分かりやすく示すことが求められる。

(2) 対応指針の記載事項

対応指針の記載事項としては、以下のものが考えられる。なお、具体例を記載する際には、障害特性や年齢、性別、具体的な場面等を考慮したものとなるよう留意することとする。

- 〇 趣旨
- 障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方
- 障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の具体例
- 事業者における相談体制の整備
- 事業者における研修・啓発、障害を理由とする差別の解消の推進に資する制度等 の整備
- 国の行政機関(主務大臣)における所掌する分野ごとの相談窓口

3 主務大臣による行政措置

事業者における障害を理由とする差別の解消に向けた取組は、主務大臣の定める対応指針を参考にして、各事業者により自主的に取組が行われることが期待される。しかしながら、事業者による自主的な取組のみによっては、その適切な履行が確保されず、例えば、事業者が法に反した取扱いを繰り返し、自主的な改善を期待することが困難である場合などには、主務大臣は、法第12条に基づき、特に必要があると認められるときは、事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができることされている。また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行令(平成28年政令第32号。以下「施行令」という。)第3条により、各事業法等における監督

権限に属する事務を地方公共団体の長等が行うこととされているときは、法第 12 条に 規定する主務大臣の権限に属する事務についても、当該地方公共団体の長等が行うこ ととされている。この場合であっても、障害を理由とする差別の解消に対処するため特 に必要があると認めるときは、主務大臣が自らその事務を行うことは妨げられていな い。

こうした行政措置に至る事案を未然に防止するため、主務大臣は、事業者に対して、対応指針に係る十分な情報提供を行うとともに、事業者からの照会・相談に丁寧に対応するなどの取組を積極的に行うものとする。特に、事業者による合理的配慮の提供の義務化に伴い、事業者から様々な相談が寄せられることが見込まれることから、円滑な相談対応等が可能となるよう、各主務大臣は、相談事案に関係する他の主務大臣や地方公共団体など関係機関との連携を十分に図ること等が求められる。また、主務大臣による行政措置に当たっては、事業者における自主的な取組を尊重する法の趣旨に沿って、まず、報告徴収、助言、指導により改善を促すことを基本とする必要がある。主務大臣が事業者に対して行った助言、指導及び勧告については、取りまとめて、毎年国会に報告するものとする。

第5 国及び地方公共団体による障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施 に関する基本的な事項

1 相談及び紛争の防止等のための体制の整備

(1) 障害を理由とする差別に関する相談対応の基本的な考え方

法第14条において、国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、人材の育成及び確保のための措置その他の必要な体制の整備を図るものとされている。

障害を理由とする差別の解消を効果的に推進するには、公正・中立な立場である相談 窓口等の担当者が、障害者や事業者等からの相談等に的確に応じることが必要である。

国においては、主務大臣がそれぞれの所掌する分野ごとに法第12条に基づく権限を有しており、各府省庁において所掌する分野に応じた相談対応を行っている。また、地方公共団体においては、障害を理由とする差別の解消に関する相談につき分野を問わず一元的に受け付ける窓口や相談員を配置して対応する例、各部署・機関の窓口で対応する例などがある。

相談対応の基本的なプロセスとしては、以下のような例が考えられる。相談対応過程では相談者及びその相手方から丁寧な事実確認を行った上で、相談窓口や関係部局において対応方針の検討等を行い、建設的対話による相互理解を通じて解決を図ることが望ましい。その際には、障害者の性別、年齢、状態等に配慮するとともに、個人情報の適正な取扱いを確保することが重要である。なお、相談窓口等の担当者とは別に、必要に応じて、相談者となる障害者や事業者に寄り添い、相談に際して必要な支援を行う役割を担う者を置くことも円滑な相談対応に資すると考えられる。

その上で、基本的な対応での解決が難しい場合は、事案の解決・再発防止に向けた次の段階の取組として、国においては、法第 12 条に基づく主務大臣による行政措置や、地方公共団体においては、前述の施行令第 3 条に基づく措置のほか、一部の地方公共団体において条例で定められている報告徴収、助言、指導、勧告、公表などの措置や紛争解決のための措置による対応が考えられる。

(相談対応のプロセスの例)

- 相談者への丁寧な事実確認
- 関係者(関係部局) における情報共有、対応方針の検討
- 相手方への丁寧な事実確認
- 関係者(関係部局)における情報共有、事案の評価分析、対応方針の検討
- 相談者と相手方との調整、話合いの場の設定

なお、障害を理由とする差別に関する相談を担うこととされている窓口のみならず、 日常的に障害者や事業者と関わる部局等も相談の一次的な受付窓口としての機能を担い得ることに留意する。

(2) 国及び地方公共団体の役割分担並びに連携・協力に向けた取組

国及び地方公共団体には、様々な障害を理由とする差別の解消のための相談窓口等が存在している。法は、新たな機関は設置せず、既存の機関等の活用・充実を図ることとしているところ、差別相談の特性上、個々の相談者のニーズに応じた相談窓口等の選択肢が複数あることは望ましく、国及び地方公共団体においては、適切な役割分担の下、相談窓口等の間の連携・協力により業務を行うことで、障害を理由とする差別の解消に向けて、効率的かつ効果的に対応を行うことが重要である。

相談対応等に際しては、地域における障害を理由とする差別の解消を促進し、共生社会の実現に資する観点から、まず相談者にとって一番身近な市区町村が基本的な窓口の役割を果たすことが求められる。都道府県は、市区町村への助言や広域的・専門的な事案についての支援・連携を行うとともに、必要に応じて一次的な相談窓口等の役割を担うことが考えられる。また、国においては各府省庁が所掌する分野に応じて相談対応等を行うとともに、市区町村や都道府県のみでは対応が困難な事案について、適切な支援等を行う役割を担うことが考えられる。

相談対応等においては、このような国・都道府県・市区町村の役割分担を基本としつつ、適切な関係機関との間で必要な連携・協力がなされ、国及び地方公共団体が一体となって適切な対応を図ることができるような取組を、内閣府が中心となり、各府省庁や地方公共団体と連携して推進することが重要である。このため内閣府においては、事業分野ごとの相談窓口の明確化を各府省庁に働きかけ、当該窓口一覧の作成・公表を行うほか、障害者や事業者、都道府県・市区町村等からの相談に対して法令の説明や適切な相談窓口等につなぐ役割を担う国の相談窓口について検討を進め、どの相談窓口等においても対応されないという事案が生じることがないよう取り組む。また、(3)の各相談窓口等に従事する人材の確保・育成の支援及び3の事例の収集・整理・提供を通

じた相談窓口等の対応力の強化等にも取り組むこととする。

(3) 人材の確保・育成

障害を理由とする差別に関する相談の解決を図るためには、障害者や事業者等からの相談を適切に受け止め、対応する人材の確保・育成が重要である。相談対応を行う人材は、公正中立な立場から相談対応を行うとともに、法や解決事例に関する知識、当事者間を調整する能力、連携・協力すべき関係機関に関する知識、障害特性に関する知識等が備わっていることが望ましい。国及び地方公共団体においては、必要な研修の実施等を通じて、相談対応を行う人材の専門性向上、相談対応業務の質向上を図ることが求められる。人材育成に係る取組に格差が生じることのないよう、内閣府においては、相談対応を担う人材育成に係る研修の実施を支援すること等を通じ、国及び地方公共団体における人材育成の取組を推進することとする。

2 啓発活動

障害を理由とする差別については、国民一人一人の障害に関する知識・理解の不足、 意識の偏りに起因する面が大きいと考えられる。全ての国民が障害の有無によって分 け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現す るためには、障害者に対する障害を理由とする差別は解消されなければならないこと、 また障害を理由とする差別が、本人のみならずその家族等にも深い影響を及ぼすこと を国民一人一人が認識するとともに、障害を理由とする差別の解消のための取組は、障 害者のみならず、全ての国民にとっての共生社会の実現に資するものであることにつ いて、理解を深めることが不可欠である。このため、内閣府を中心に、関係行政機関等 と連携して、いわゆる「社会モデル」の考え方も含めた各種啓発活動に積極的に取り組 み、国民各層の障害に関する理解を促進するものとする。また、各種啓発活動や研修等 の実施に当たっては、障害のある女性は、障害があることに加えて女性であることによ り合理的配慮の提供を申し出る場面等において機会が均等に得られなかったり、不当 な差別的取扱いを受けやすかったりする場合があるといった意見があること、障害の ある性的マイノリティについても同様の意見があること、障害のあるこどもには、成人 の障害者とは異なる支援の必要性があることについても理解を促す必要があることに 留意する。

(1) 行政機関等における職員に対する研修

行政機関等においては、所属する職員一人一人が障害者に対して適切に対応し、また、障害者や事業者等からの相談等に的確に対応するため、法や基本方針、対応要領・対応指針の周知徹底、障害者から話を聞く機会を設けるなどの各種研修等を実施することにより、職員の障害に関する理解の促進を図るものとする。

(2) 事業者における研修

事業者においては、障害者に対して適切に対応し、また、障害者及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するため、研修等を通じて、法や基本方針、対応指針の普及を図るとともに、障害に関する理解の促進に努めるものとする。内閣府においては、障害者の差別解消に向けた理解促進のためのポータルサイトにおいて、事業者が障害者に対応する際に参考となる対応例等の提供を通じ、事業者を含め社会全体における障害を理由とする差別の解消に向けた理解や取組の進展を図ることとする。

(3) 地域住民等に対する啓発活動

- ア 国民一人一人が法の趣旨について理解を深め、建設的対話を通じた相互理解が促進されるよう、障害者も含め、広く周知・啓発を行うことが重要である。このため、内閣府を中心に、関係省庁、地方公共団体、事業者、障害者団体、マスメディア等の多様な主体との連携により、インターネットを活用した情報提供、ポスターの掲示、パンフレットの作成・配布、法の説明会やシンポジウム等の開催など、アクセシビリティにも配慮しつつ、多様な媒体を用いた周知・啓発活動に積極的に取り組む。
- イ 障害のあるこどもが、幼児教育の段階からその年齢及び能力に応じ、可能な限り障害のないこどもと共に、その特性を踏まえた十分な教育を受けることのできる、権利条約が求めるインクルーシブ教育システムの構築を推進しつつ、家庭や学校を始めとする社会のあらゆる機会を活用し、こどもの頃から年齢を問わず障害に関する知識・理解を深め、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人であることを認識し、障害の有無にかかわらず共に助け合い・学び合う精神を涵養する。障害のないこどもの保護者に対する働きかけも重要である。
- ウ 国は、グループホーム等を含む、障害者関連施設の認可等に際して、周辺住民の同意を求める必要がないことを十分に周知するとともに、地方公共団体においては、当該認可等に際して、周辺住民の同意を求める必要がないことに留意しつつ、住民の理解を得るために積極的な啓発活動を行うことが望ましい。

3 情報の収集、整理及び提供

障害を理由とする差別の解消を推進するためには、事例の共有等を通じて障害を理由とする不当な差別的取扱いや合理的配慮の考え方等に係る共通認識の形成を図ることも重要である。内閣府では、引き続き各府省庁や地方公共団体と連携・協力して事例を収集するとともに、参考となる事案の概要等を分かりやすく整理してデータベース化し、ホームページ等を通じて公表・提供することとする。

事例の収集・整理に当たっては、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、特に障害のある女性やこども等に対し実態を踏まえた適切な措置の実施が可能となるよう、性別や年齢等の情報が収集できるように努めることとする。あわせて、海外の法制度や差別解消のための取組に係る調査研究等を通じ、権利条約に基づき設置された、障害者の権利に関する委員会を始めとする国際的な動向や情報の集積を図るものとする。

4 障害者差別解消支援地域協議会

(1) 趣旨

障害を理由とする差別の解消を効果的に推進するには、障害者にとって身近な地域において、主体的な取組がなされることが重要である。地域において日常生活、社会生活を営む障害者の活動は広範多岐にわたり、相談等を行うに当たっては、どの機関がどのような権限を有しているかは必ずしも明らかではない場合があり、また、相談等を受ける機関においても、相談内容によっては当該機関だけでは対応できない場合がある。このため、国の地方支分部局を含め、地域における様々な関係機関が、相談事例等に係る情報の共有・協議を通じて、各自の役割に応じた事案解決のための取組や類似事案の発生防止の取組など、地域における障害を理由とする差別の解消の機運醸成を図り、それぞれの実情に応じた差別の解消のための取組を主体的に行うネットワークとして、障害者差別解消支援地域協議会(以下「協議会」という。)を組織することができることとされている。協議会については、障害者及びその家族の参画を進めるとともに、性別・年齢、障害種別等を考慮して組織することが望ましい。また、情報やノウハウを共有し、関係者が一体となって事案に取り組むという観点から、地域の事業者や事業者団体についても協議会に参画することが有効である。内閣府においては、協議会の設置状況等について公表するものとする。

(2) 期待される役割

協議会に期待される役割としては、関係機関から提供された相談事例等について、適切な相談窓口を有する機関の紹介、具体的事案の対応例の共有・協議、協議会の構成機関等における調停、斡旋等の様々な取組による紛争解決、複数の機関で紛争解決等に対応することへの後押し等が考えられる。このほか、関係機関において紛争解決に至った事例や合理的配慮の具体例、相談事案から合理的配慮に係る環境の整備を行うに至った事例などの共有・分析を通じて、構成機関等における業務改善、事案の発生防止のための取組、周知・啓発活動に係る協議等を行うことも期待される。

(3) 設置促進等に向けた取組

各地方公共団体における協議会の設置促進のためには、協議会の単独設置が困難な場合等に、必要に応じて圏域単位など複数の市区町村による協議会の共同設置・運営を検討することや、必要な構成員は確保しつつ、他の協議会等と一体的に運営するなど開催形式を柔軟に検討することが効果的と考えられる。

また、市区町村における協議会の設置等の促進に当たっては都道府県の役割が重要であり、都道府県においては、管内市区町村における協議会の設置・実施状況の把握や好事例の展開等を通じて、市区町村における取組のバックアップを積極的に行うことが望ましい。加えて、都道府県において組織される協議会においても、紛争解決等に向けた取組について、市区町村において組織される協議会を補完・支援する役割が期待される。内閣府においても、地方公共団体の担当者向けの研修の実施を通じ、地域におけ

る好事例が他の地域において共有されるための支援を行うなど、体制整備を促進する。

第6 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

技術の進展、社会情勢の変化等は、特に、合理的配慮について、その内容、程度等に大きな進展をもたらし、また、実施に伴う負担を軽減し得るものであり、こうした動向や不当な差別的取扱い及び合理的配慮の具体例の集積等を踏まえるとともに、国際的な動向も勘案しつつ、必要に応じて、基本方針、対応要領及び対応指針を見直し、適時、充実を図るものとする。基本方針の見直しに当たっては、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かなければならない。対応要領及び対応指針の見直しに当たっても、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

行政機関等においては、各種の国家資格の取得等において障害者に不利が生じないよう、高等教育機関に対し、入学試験の実施や国家資格試験の受験資格取得に必要な単位の修得に係る試験の実施等において合理的配慮の提供を促すとともに、国家資格試験の実施等に当たり、障害特性に応じた合理的配慮を提供する。民間資格の試験を実施する事業者に対しても同様に、試験の実施等に当たっての合理的配慮の提供を促す。また、いわゆる欠格条項について、各制度の趣旨や、技術の進展、社会情勢の変化等を踏まえ、適宜、必要な見直しを検討するものとする。

附 則

この基本方針は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から適用する。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律の概要 (令和3年法律第56号)

経緯

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。)附則第7条においては、施行(平成28年4月)後3年を経過した場合に事業者による合理的配慮の在り方その他の施行状況について所要の見直しを行う旨規定されている。このため、障害者政策委員会において議論が行われ、令和2年6月に意見書が取りまとめられている。この意見書等を踏まえ、以下の措置を講ずる。

概要

障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置を講ずる。

1. 国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加

国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならないものとする。

- 2. 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化 事業者による社会的障壁(障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁 となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの)の除去の実施に係る 必要かつ合理的な配慮の提供について、現行の努力義務から義務へと改める。
- 3. 障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化
 - (1) 基本方針に定める事項として、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項を追加する。
 - (2) 国及び地方公共団体が障害を理由とする差別に関する相談に対応する人材を育成し 又はこれを確保する責務を明確化する。
 - (3) 地方公共団体は、障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報(事 例等)の収集、整理及び提供に努めるものとする。
- ※ 施行期日

公布の日(令和3年6月4日)から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

参考

障害者差別解消法では、**行政機関等と事業者**は、事務・事業を行うに当たり、障害者から何らかの配慮を求められた場合には、<u>過重な負担がない範囲</u>で、社会的障壁を取り除くために必要かつ合理的な配慮(合理的配慮)を行うことを求めている。

(※障害者差別解消法(改正法施行前)では、 行政機関等は義務、事業者は努力義務 とされている。)

注:「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」 (平成27年2月24日閣議決定)に基づき作成



段差がある場合に、 スロ**ー**プなどで補助する



意思を伝え合うために絵や写真の カードやタブレット端末などを使う

障害者差別解消法 福祉事業者向けガイドライン

~福祉分野における事業者が講ずべき障害を理由とする 差別を解消するための措置に関する対応指針~

平成27年11月厚生労働大臣決定

はじめに

平成28年4月1日から「障害者差別解消法」が施行されます。

この法律は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としています。

この対応指針は、「障害者差別解消法」の規定に基づき、福祉分野における事業者が障害者に対し不当な差別的取扱いをしないこと、また必要かつ合理的な配慮を行うために必要な考え方などを記載しています。

日々の業務の参考にしていただき、障害者差別のない社会を目指しましょう。

目 次

第	1	趣旨	
	(1)障害者差別解消法制定の経緯	1
	(2	2)対象となる障害者	3
	(3	3)障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針	5
	(4	-)福祉分野における対応指針	5
第2	2	障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え	.方
	(1)不当な差別的取扱い	
		①不当な差別的取扱いの基本的考え方	9
		②正当な理由の判断の視点	9
	(2	2) 合理的配慮	
		①合理的配慮の基本的な考え方10	С
		②過重な負担の基本的な考え方 ······12	
第	3	障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の例	
	(1) 不当な差別的取扱いと考えられる例	3
	(2	?) 合理的配慮と考えられる例1 ⁻	7
	(3	3) 障害特性に応じた対応について19	9
第4	4	事業者における相談体制の整備49	9
第	5	事業者における研修・啓発49	9
第6	3	国の行政機関における相談窓口5-	1
第一	7	主務大臣による行政措置5公	3
おれ	าท)[55	5

第1 趣旨

(1) 障害者差別解消法制定の経緯

近年、障害者の権利擁護に向けた取組が国際的に進展し、平成 18 年に国連において、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進するための包括的かつ総合的な国際条約である障害者の権利に関する条約(以下「権利条約」という。)が採択されました。我が国は、平成 19 年に権利条約に署名し、以来、国内法の整備を始めとする取組を進めてきました。

権利条約は第2条において、「「障害に基づく差別」とは、障害に基づくあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障害に基づく差別には、あらゆる形態の差別(合理的配慮の否定を含む。)を含む。」と定義し、その禁止について、締約国に全ての適当な措置を求めています。

我が国においては、平成 16 年の障害者基本法(昭和45年法律第84号)の改正において、障害者に対する差別の禁止が基本的理念として明示され、さらに、平成 23 年の同法改正の際には、権利条約の趣旨を踏まえ、同法第2条第2号において、社会的障壁について、「障害がある者にとつて日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。」と定義されるとともに、基本原則として、同法第4条第1項に、「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」こと、また、同条第2項に、「社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない」ことが規定されました。

■ 障害者差別解消法関係の経緯

平成 16 年 6 月 4 日 障害者基本法改正

※ 施策の基本的理念として差別の禁止を規定

平成 18年12月13日 第61回国連総会において障害者権利条約を採択

平成 19年 9月 28日 日本による障害者権利条約への署名

平成 23 年 8 月 5 日 障害者基本法改正

※ 障害者権利条約の考え方を踏まえ、合理的配慮の概

念を規定

平成 25 年 4 月 26 日 障害者差別解消法案閣議決定、国会提出

6月26日 障害者差別解消法 公布・一部施行

平成 26年 1月 20日 障害者の権利に関する条約締結

平成 27年 2月 24日 障害者差別解消法「基本方針」閣議決定

平成 28 年 4月 1日 障害者差別解消法施行(予定)

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。)は、障害者基本法の差別の禁止の基本原則を具体化するものであり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害者差別の解消を推進することを目的として、平成 25 年6月に制定されました。我が国は、法の制定を含めた一連の障害者施策に係る取組の成果を踏まえ、平成 26 年1月に権利条約を締結しました。

法は、平成28年4月1日から施行されることになっています。

(2) 対象となる障害者

対象となる障害者・障害児(以下「障害者」という。)は、障害者基本法第2 条第1号に規定する障害者、すなわち、「身体障害、知的障害、精神障害(発達 障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある 者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当 な制限を受ける状態にあるもの」です。

これは、障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(難病に起因する障害を含む。)のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるというモデル(いわゆる「社会モデル」)の考え方を踏まえているものです。したがって、法が対象とする障害者は、いわゆる障害者手帳の所持者に限りません。なお、高次脳機能障害は精神障害に含まれています。

また、特に女性である障害者は、障害に加えて女性であることにより、さらに複合的に困難な状況に置かれている場合があること、障害児には、成人の障害者とは異なる支援の必要性があることに留意する必要があります。

■ 障害者権利条約とは

障害者権利条約は、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の 尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等につい て定めた条約です。

2006 (平成 18) 年 12 月 13 日に国連総会において採択され、2008 (平成 20) 年 5 月 3 日に発効しました。我が国は 2007 (平成 19) 年 9 月 28 日に条約に署名し、2014 (平成 26) 年 1 月 20 日に批准書を寄託しました。また、同年 2 月 19 日に同条約は 我が国について効力を発生しました。

この条約の主な内容としては、以下のとおりです。

(1) 一般原則

障害者の尊厳、自律及び自立の尊重、無差別、社会への完全かつ効果的な参加 及び包容等

(2) 一般的義務

合理的配慮の実施を怠ることを含め、障害に基づくいかなる差別もなしに、すべての障害者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し、及び促進すること等

(3) 障害者の権利実現のための措置

身体の自由、拷問の禁止、表現の自由等の自由権的権利及び教育・労働等の社会権的権利について締約国がとるべき措置等を規定。社会権的権利の実現については漸進的に達成することを許容

(4) 条約の実施のための仕組み

条約の実施及び監視のための国内の枠組みの設置。障害者の権利に関する委員会における各締約国からの報告の検討

(3) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

法第6条第1項の規定に基づき、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」(平成27年2月24日閣議決定。以下「基本方針」という。)が 策定されました。

基本方針は、障害を理由とする差別の解消の推進は、雇用、教育、医療、公共交通等、障害者の自立と社会参加に関わるあらゆる分野に関連し、各府省の所掌に横断的にまたがる施策であるため、政府として、施策の総合的かつ一体的な推進を図るとともに、行政機関間や分野間における取組のばらつきを防ぐため、施策の基本的な方向等を示したものです。

(4) 福祉分野における対応指針

法第 11 条第1項の規定に基づき、主務大臣は、基本方針に即して、事業者が法第8条に規定する事項に関し、適切に対応するために必要な指針(以下「対応指針」という。)を定めることとされています。

本指針は、上に述べた法の目的を達成するため、特に福祉分野に関わる事業者の対応指針を定めたものです。

本指針において定める措置については、「望まれます」と記載されている内容等法的義務ではないものも含まれますが、法の目的を踏まえ、具体的場面や状況に応じて柔軟な対応を積極的に行うことが期待されるものです。

なお、事業者は、障害を理由とする差別を解消するための取組を行うに当たり、法、基本方針及び本指針に示す項目のほか、各事業に関連する法令等の規定を順守しなければなりません。

また、福祉の専門知識及び技術をもって福祉サービスを提供する事業者は、 日頃から、障害に関する理解や障害者の人権・権利擁護に関する認識を深める とともに、より高い意識と行動規範をもって障害を理由とする差別を解消する ための取組を進めていくことが期待されます。

■ 本指針に関する障害者差別解消法の参照条文

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)

(目的)

- 第1条 この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。
- 第6条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針を定めなければならない。

2~6 (略)

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

- 第8条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。 2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としてい
- 2 事業者は、その事業を行っに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

(事業者のための対応指針)

- 第11条 主務大臣は、基本方針に即して、第8条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針を定めるものとする。
- 2 (略)

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第12条 主務大臣は、第8条の規定の施行に関し、特に必要があると認める時は、対応指針 に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告を することができる。 本指針の対象となる福祉事業者の範囲は、社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第2条に規定する社会福祉事業その他の福祉分野に関わる事業を行う事業者です。

「本指針の対象となる福祉事業者」

- 生活保護関係事業(救護施設、更生施設などを経営する事業など)
- 児童福祉、母子福祉関係事業(乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、 障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設を経営する 事業、障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、保育所、婦人保護施設、 母子・父子福祉施設など)
- ・老人福祉関係事業(養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを経営する事業、老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業など)
- ・障害福祉関係事業(障害者支援施設を経営する事業、障害福祉サービス事業、身体障害者生活訓練等事業、補装具製作施設など)
- 隣保事業
- ・福祉サービス利用援助事業 など

なお、基本方針において、「事業者は、商業その他の事業を行う者(地方公共団体の経営する企業及び公営企業型地方独立行政法人を含み、国、独立行政法人等、地方公共団体及び公営企業型以外の地方独立行政法人を除く。)であり、目的の営利・非営利、個人・法人の別を問わず、同種の行為を反復継続する意思をもって行う者である。したがって、例えば、個人事業者や対価を得ない無報酬の事業を行う者、非営利事業を行う社会福祉法人や特定非営利活動法人も対象となる。」と規定されています。

- 注)事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、法第 13 条により、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和 35 年法律第 123号)の定めるところによることとされており、同法に基づき別途定められた「障害者差別禁止指針(※1)」及び「合理的配慮指針(※2)」を参照してください。
 - ※1 「障害者に対する差別の禁止に関する規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するための指針」 (平成27年厚生労働省告示第116号)
 - ※2 「雇用の分野における障害者と障害者でない者との均等な機会若しくは待遇の確保又は障害者である労働者の有する能力の有効な発揮の支障となっている事情を改善するために事業主が講ずべき措置に関する指針」 (平成27年厚生労働省告示第117号)

■ 国の「基本方針」に定められた「対応指針」に関する規定

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(平成27年2月24日閣議決定)

- Ⅳ 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
- 2 対応指針
- (1) 対応指針の位置付け及び作成手続

主務大臣は、個別の場面における事業者の適切な対応・判断に資するための対応指針を作成するものとされている。作成に当たっては、障害者や事業者等を構成員に含む会議の開催、障害者団体や事業者団体等からのヒアリングなど、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、作成後は、対応指針を公表しなければならない。

なお、対応指針は、事業者の適切な判断に資するために作成されるものであり、盛り込まれる合理的配慮の具体例は、事業者に強制する性格のものではなく、また、それだけに限られるものではない。事業者においては、対応指針を踏まえ、具体的場面や状況に応じて柔軟に対応することが期待される。

(2) 対応指針の記載事項

対応指針の記載事項としては、以下のものが考えられる。

- ①趣旨
- ②障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方
- ③障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の具体例
- ④事業者における相談体制の整備
- ⑤事業者における研修・啓発
- ⑥国の行政機関(主務大臣)における相談窓口

第2 障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方

(1) 不当な差別的取扱い

①不当な差別的取扱いの基本的考え方

法は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、サービス等の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付するなどにより、障害者の権利利益を侵害することを禁止しています。

なお、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いではないことに留意する必要があります。

したがって、障害者を障害者でない者と比べて優遇する取扱い(いわゆる積極的改善措置)、法に規定された障害者に対する合理的配慮の提供による障害者でない者との異なる取扱いや、合理的配慮を提供するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障害者に障害の状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには当たりません。

不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障害者を、問題となる事務・事業について本質的に関係する諸事情が同じ障害者でない者より不利に扱うことです。

②正当な理由の判断の視点

不当な差別的取扱いであるのかどうかの判断には、その取扱いを行う正当な理由の有無が重要となります。正当な理由に相当するのは、障害者に対して、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合です。

正当な理由に相当するか否かについて、事業者は、個別の事案ごとに、障害者、事業者、第三者の権利利益(例:安全の確保、財産の保全、事業の目的・内容・機能の維持、損害発生の防止など)の観点に鑑み、具体的場面や状況に

応じて総合的・客観的に判断することが必要であり、事業者は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望まれます。

なお、「客観的に判断する」とは、主観的な判断に委ねられるのではなく、 その主張が客観的な事実によって裏付けられ、第三者の立場から見ても納得 を得られるような「客観性」が必要とされるものです。

また、「正当な理由」を根拠に、不当な差別的取扱いを禁止する法の趣旨が 形骸化されるべきではなく、抽象的に事故の危惧がある、危険が想定される といった理由によりサービスを提供しないといったことは適切ではありませ ん。

(2) 合理的配慮

①合理的配慮の基本的な考え方

<合理的配慮とは>

権利条約第2条において、合理的配慮は、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されています。

法は、権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、事業者に対し、その事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮(以下「合理的配慮」という。)を行うことを求めています。

合理的配慮は、事業者の事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られ、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであり、事業の目的・内容・機能の本質的

な変更には及びません。

合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について様々な要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じ、必要かつ合理的な範囲で柔軟に対応がなされるものです。合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変遷することにも留意すべきです。

<意思の表明>

意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることを、言語(手話を含む。)のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段(通訳を介するものを含む。)により伝えられます。

また、障害者からの意思の表明のみでなく、知的障害や精神障害(発達障害を含む。)等により本人からの意思の表明が困難な場合には、障害者の家族、支援者・介助者、法定代理人等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含まれます。

なお、意思の表明が困難な障害者が、家族、支援者・介助者等を伴っていないことなどにより、意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白であるときには、法の趣旨に鑑みれば、当該障害者に対して適切と思われる配慮を提供するために自主的に取り組むことが望まれます。

<環境整備との関係>

法は、不特定多数の障害者を主な対象として行われる事前的改善措置(いわゆるバリアフリー法に基づく公共施設や交通機関のバリアフリー化、意思表示

やコミュニケーションを支援するためのサービス・介助者・支援者等の人的支援、障害者による円滑な情報の取得・利用・発信のための情報アクセシビリティの向上等)については、個別の場合において、個々の障害者に対して行われる合理的配慮を的確に行うための環境の整備として実施に努めることとしています。

新しい技術開発が環境の整備に係る投資負担の軽減をもたらすこともある ことから、技術進歩の動向を踏まえた取組が期待されています。また、環境の 整備には、ハード面のみならず、職員に対する研修等のソフト面の対応も含ま れることが重要です。

障害者差別の解消のための取組は、このような環境の整備を行うための施策と連携しながら進められることが重要であり、ハード面でのバリアフリー化施策、情報の取得・利用・発信における情報アクセシビリティ向上のための施策、職員に対する研修等、環境の整備の施策を着実に進めることが必要です。

合理的配慮は、上述の、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、支援者・介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、その上で、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置です。従って、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなります。また、障害の状態等が変化することもあるため、特に、障害者との関係性が長期にわたる場合には、提供する合理的配慮について、適宜、見直しを行うことが重要です。

②過重な負担の基本的な考え方

過重な負担については、事業者において、具体的な検討をせずに過重な負担を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要であり、過重な負担に当たると判断した場合、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望まれます。

- *事務・事業への影響の程度(事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か) 当該措置を講ずることによるサービス提供への影響、その他の事業への影響の程度。
- *実現可能性の程度(物理的・技術的制約、人的・体制上の制約) 事業所の立地状況や施設の所有形態等の制約にも応じた、当該措置を講ずるための機器や技術、人材の確保、設備の整備等の実現可能性の程度。

*費用・負担の程度

当該措置を講ずることによる費用・負担の程度。複数の障害者から合理的配慮に関する要望があった場合、それらの複数の障害者に係る必要性や負担を勘案して判断することとなります。

*事務•事業規模

当該事業所の規模に応じた負担の程度。

*財務状況

当該事業所の財務状況に応じた負担の程度。

第3 障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の例

(1) 不当な差別的取扱いと考えられる例

事業者が福祉サービスを提供するに際して、次のような取扱いをすることは「不当な差別的取扱い」となるおそれがあります。

ここに記載する事例はあくまで例示であり、これに限られるものではありません。また、客観的にみて正当な理由が存在する場合(第2(1)②参照)は、 不当な差別的取扱いに該当しない場合があることにご留意ください。

■ 障害者に関するマーク



【**障害者のための国際シンボルマーク**】 所管:公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会



【身体障害者標識】 所管:警察庁



「H26 年版 障害者白書」(内閣府)より

【**聴覚障害者標識**】 所管:警察庁



【盲人のための国際シンボルマーク】 所管:社会福祉法人日本盲人福祉委員会



【耳マーク】 所管:一般社団法人全日本難聴者・ 中途失聴者団体連合会



【ほじょ犬マーク】 所管:厚生労働省社会・ 援護局障害保健福祉部



【オストメイトマーク】 所管:公益社団法人日本オストミー協会



【ハート・プラスマーク】 所管:特定非営利活動法人 ハート・プラスの会

■コミュニケーション支援用絵記号の例

「H26 年版 障害者白書」(内閣府) より

【絵記号の例】



わたし



あなた



極勝する



助ける

【絵記号による意思伝達の例】









朝起きたら、顔を洗って歯を磨いてください。

〇サービスの利用を拒否すること

- ・ 人的体制、設備体制が整っており、対応可能であるにもかかわらず、医療的ケアの必要な障害者、重度の障害者、多動の障害者の福祉サービスの利用を拒否すること
- 身体障害者補助犬の同伴を拒否すること

○サービスの利用を制限すること(場所・時間帯などの制限)

- ・ 正当な理由なく、対応を後回しにすること、サービス提供時間を変更又は限定すること
- 正当な理由なく、他の者とは別室での対応を行うなど、サービス提供場所を限定すること
- 正当な理由なく、サービス事業所選択の自由を制限すること(障害当事者が望まないサービス事業者をすすめるなど)
- サービスの利用に必要な情報提供を行わないこと
- ○サービスの利用に際し条件を付すこと(障害のない者には付さない条件を付すこと)
 - 保護者や支援者・介助者の同伴をサービスの利用条件とすること
 - サービスの利用に当たって、他の利用者と異なる手順を課すこと(仮利用期間を設ける、他の利用者の同意を求めるなど)
- 〇サービスの利用・提供に当たって、他の者とは異なる取扱いをすること
 - 正当な理由なく、行事、娯楽等への参加を制限すること
 - 正当な理由なく、年齢相当のクラスに所属させないこと
 - 本人を無視して、支援者・介助者や付添者のみに話しかけること
 - 正当な理由なく、本人の意思又はその家族等の意思(障害のある方の 意思を確認することが困難な場合に限る。)に反して、福祉サービス(施 設への入所、通所、その他サービスなど)を行うこと

■ 身体障害者補助犬とは

「身体障害者補助犬」は、目や耳や手足に障害のある方の生活をお手伝いする、「盲導犬」・「聴導犬」・「介助犬」のことです。

身体障害者補助犬法に基づき認定された犬で、特別な訓練を受けています。



補助犬の種類

〇盲導犬

目の見えない人、見えにくい人が街なかを安全に歩けるようにサポートします。障害物を避けたり、立ち止まって曲がり角を教えたりします。ハーネス(胴輪)をつけています。

〇介助犬

手や足に障害のある人の日常の生活動作をサポートします。物を拾って渡したり、 指示したものを持ってきたり、着脱衣の介助などを行ないます。"介助犬"と書かれ た表示をつけています。

〇聴導犬

音が聞えない、聞こえにくい人に、生活の中の必要な音を知らせます。玄関のチャイム音・FAX 着信音・赤ちゃんの泣き声などを聞き分けて教えます。"聴導犬"と書かれた表示をつけています。

補助犬の同伴については、「身体障害者補助犬法」で、人が立ち入ることのできるさまざまな場所で受け入れるよう義務づけられています。「犬だから」という理由で受け入れを拒否しないでください。

補助犬の同伴を受け入れる義務がある場所

- ・ 国や地方公共団体などが管理する公共施設・ 公共交通機関(電車、バス、タクシーなど)
- ・ 不特定かつ多数の人が利用する民間施設ー商業施設、飲食店、病院、ホテルなど
- 事務所(職場)-国や地方公共団体などの事務所-従業員50人以上の民間企業

補助犬の同伴を受け入れる努力をする必要がある場所

- ・ 事務所 (職場) -従業員 50 人未満の民間企業
- 民間住宅

補助犬の受け入れ施設の方へ

- ●補助犬は、ユーザーの指示に従い待機することができるので、特別な設備は必要ありません。
- ●補助犬の同伴を受け入れる際に他のお客様から苦情がある場合は、「身体障害者補助 犬法」で受け入れ義務があること、補助犬の行動や健康の管理はユーザーが責任をも って行なっていることを説明し、理解を求めてください。
- ●補助犬が通路をふさいだり、周りのにおいを嗅ぎ回ったり、その他、何か困った行動をしている場合は、そのことを補助犬ユーザーにはっきり伝えてください。
- ●補助犬を同伴していても、補助犬ユーザーへの援助が必要な場合があります。補助犬 ユーザーが困っている様子を見かけたら、まずは声をかけたり、筆談をしたりコミュ ニケーションをとってください。

(2) 合理的配慮と考えられる例

事業者は、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合には、次のような合理的配慮を提供することが求められています。合理的配慮を提供する際には、障害者の性別、 年齢、状態等に十分に配慮することが必要です。

ここに記載する事例はあくまで例示であり、これに限られるものではありません。また、事業者に強制する性格のものではなく、ここに記載された事例であっても、事業者の事業規模等によっては過重な負担となる可能性があるため、事業者においては、法、基本方針及び本指針を踏まえ、具体的場面や状況に応じて柔軟に対応することが期待されます。

なお、合理的配慮の提供に当たっては、個別の支援計画(サービス等利用 計画、ケアプラン等)に位置付けるなどの取組も望まれます。

○基準・手順の柔軟な変更

• 障害の特性に応じた休憩時間等の調整などのルール、慣行を柔軟に変更すること

○物理的環境への配慮

- 施設内の段差にスロープを渡すこと
- エレベーターがない施設の上下階に移動する際、マンパワーで移動を サポートすること
- 場所を1階に移す、トイレに近い場所にする等の配慮をすること

○補助器具・サービスの提供

<情報提供・利用手続きについての配慮や工夫>

- 説明文書の点字版、拡大文字版、テキストデータ、音声データ(コード化したものを含む)の提供や必要に応じて代読・代筆を行うこと
- 手話、要約筆記、筆談、図解、ふりがな付文書を使用するなど、本人が 希望する方法でわかりやすい説明を行うこと
- 文書を読み上げたり、口頭による丁寧な説明を行うこと
- 電子メール、ホームページ、ファックスなど多様な媒体で情報提供、利用受付を行うこと

<建物や設備についての配慮や工夫>

- 電光表示板、磁気誘導ループなどの補聴装置の設置、点字サイン付き手 すりの設置、音声ガイドの設置を行うこと
- 色の組み合わせによる見にくさを解消するため、標示物や案内図等の配 色を工夫すること
- トイレ、作業室など部屋の種類や、その方向を示す絵記号や色別の表示などを設けること
- パニック等を起こした際に静かに休憩できる場所を設けること <職員などとのコミュニケーションや情報のやりとり、サービス提供についての配慮や工夫>
 - 館内放送を文字化したり、電光表示板で表示したりすること
 - 必要に応じて、手話通訳や要約筆記者を配置すること
 - 口話が読めるようマスクを外して話をすること
 - ・ ICT (コンピューター等の情報通信技術) を活用したコミュニケーション機器 (データを点字に変換して表示する、音声を文字変換する、表示された絵などを選択することができる機器など) を設置すること
- ※ 第2(2)①合理的配慮の基本的な考え方く環境整備との関係>において も触れましたが、不特定多数の障害者を主な対象として行われる事前の改 善措置については、合理的配慮を的確に行うための環境の整備として実施 に努めることとされています。そのうち、バリアフリーに関しては下記の ような整備が一例として考えられます。
 - 施設内の段差を解消すること、スロープを設置すること
 - トイレや浴室をバリアフリー化・オストメイト対応にすること
 - 床をすべりにくくすること
 - 階段や表示を見やすく明瞭にすること
 - 車椅子で利用しやすい高さにカウンターを改善すること

(3) 障害特性に応じた対応について

障害者と接する際には、それぞれの障害特性に応じた対応が求められます。 以下に、代表的な障害特性と対応時に配慮すべき事項について簡単にまとめています。

このほか、障害児については、成人の障害者とは異なる支援の必要性があります。子どもは成長、発達の途上にあり、乳幼児期の段階から、個々の子どもの発達の段階に応じて一人ひとりの個性と能力に応じた丁寧に配慮された支援を行う発達支援が必要です。また、子どもを養育する家族を含めた丁寧かつ早い段階からの家族支援が必要です。特に、保護者が子どもの障害を知った時の気持ちを出発点とし、障害を理解する態度を持つようになるまでの過程においては、関係者の十分な配慮と支援が必要です。

また、医療的ケアを要する障害児については、配慮を要する程度に個人差があることに留意し、医療機関等と連携を図りながら、個々の状態や必要な支援を丁寧に確認し、適切な支援を行うことが必要です。

視覚障害(視力障害・視野障害)

〔主な特性〕

- ・先天性で受障される方のほか、最近は糖尿病性網膜症などで受障される人も多く、 高齢者では、緑内障や黄斑部変性症が多い
- ・<u>視力障害</u>: 視覚的な情報を全く得られない又はほとんど得られない人と、文字の拡大や視覚補助具等を使用し保有する視力を活用できる人に大きく分けられる (全盲、弱視といわれることもある)
- * 視力をほとんど活用できない人の場合、音声、触覚、嗅覚など、視覚以外の情報を手がかりに周囲の状況を把握している
- * 文字の読みとりは、点字に加えて最近では画面上の文字情報を読み上げるソフト を用いてパソコンで行うこともある(点字の読み書きができる人ばかりではない)
- * 視力をある程度活用できる人の場合は、補助具を使用したり文字を拡大したり近づいて見るなどの様々な工夫をして情報を得ている

■ 障害特性や特性ごとの配慮事項等

※障害特性や特性ごとの配慮事項等を知るには、例えば、以下のようなホームページがあります。

【内閣府】公共サービス窓口における配慮マニュアル - 障害のある方に対する心の身だしなみ-http://www8.cao.go.jp/shougai/manual.html

【厚生労働省】みんなのメンタルヘルス

http://www.mhlw.go.jp/kokoro/

【青森県】障害を知るためのガイドブック

https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/syofuku/kyouseishakai.html

【群馬県障害者社会参加推進協議会】障害のある方へのマナーブック

http://www.normanet.ne.jp/~gunmasin/pdf/syogai mb.pdf

【千葉県】障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン

https://www.pref.chiba.lg.jp/shoufuku/shougai-kurashi/jouhouhoshou/guideline.html

【東京都心身障害者福祉センター】改訂版「障害のある方への接遇マニュアル」

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shinsho/tosho/hakkou/index.html

【八王子市】みんなちがってみんないい(障害のある人を理解するためのガイドブック)

http://www.city.hachioji.tokyo.jp/korei_shogai/36129/37422/index.html

【武蔵野市】心のバリアフリーハンドブック

http://www.city.musashino.lg.jp/shogai/shogaishafukushi c/015620.html

【厚木市】この街でともに…~障害のある人を理解するためのガイドブック~

http://www.city.atsugi.kanagawa.jp/shiminbenri/iryofukusi/fukushi/shougai/guide/d014788.html

【富山県】障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちづくりのためのアドバイス事例集 (障害のある人が「困った」事例から)

http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1209/kj00011743.html

【大阪府】障がい者が必要とする社会的障壁の除去のための配慮や工夫の事例について

http://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/go-hai/

【島根県・鳥取県】障がいを知り、共に生きる~まず、知ることからはじめましょう~

http://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/syougai/ippan/aisupport/supporter.data/H26panhu.pdf http://www.pref.tottori.lg.jp/aisupport/

【熊本県】障害のある人もない人も共に生きる熊本づくりのために(パンフレット)

http://www.pref.kumamoto.jp/kiji_3020.html

【宮崎県】障がい理解のためのハンドブック

http://www.pref.miyazaki.lg.jp/shogaifukushi/kenko/shogaisha/shougairikai.html

【沖縄県】こころのバリアフリー2(各種冊子)

 $\underline{http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kodomo/shogaifukushi/keikaku/jorei/bf2.html}$

【名古屋市】こんなときどうする? - 障害のある人を理解し、配慮のある接し方をするためのガイドブック -

http://www.city.nagoya.jp/kurashi/category/22-2-0-0-0-0-0-0-0-html

【福岡市】ユニバーサルデザインに配慮した印刷物作成の手引き

http://www.city.fukuoka.lg.jp/shisei/kouhou-hodo/kankoubutsu-video/ud.html

• 視野障害:目を動かさないで見ることのできる範囲が狭くなる

「求心性視野狭窄」見える部分が中心だけになって段々と周囲が見えなくなる 遠くは見えるが足元が見えず、つまづきやすくなる

「中心暗転」周囲はぼんやり見えるが真ん中が見えない 文字等、見ようとする部分が見えなくなる

・ 視力障害、視野障害の状況によって、明るさの変化への対応が困難なため、移動などに困難さを生じる場合も多い

〔主な対応〕

- 音声や点字表示など、視覚情報を代替する配慮
- 中途受障の人では白杖を用いた歩行や点字の触読が困難な人も多いため留意が必要
- ・声をかける時には前から近づき「○○さん、こんにちは。△△です。」など自ら名乗る
- ・説明する時には「それ」「あれ」「こっち」「このくらいの」などと指差し表現や指示代名詞で表現せず、「あなたの正面」「〇〇くらいの大きさ」などと具体的に説明
- 普段から通路(点字ブロックの上等)に通行の妨げになるものを置かない、日頃視 覚障害者が使用しているものの位置を変えないなど周囲の協力が不可欠
- 主に弱視の場合、室内における照明の状況に応じて、窓を背にして座ってもらうなどの配慮が必要

聴覚障害

〔主な特性〕

- ・ 聴覚障害は外見上わかりにくい障害であり、その人が抱えている困難も他の人から は気づかれにくい側面がある
- ・聴覚障害者は補聴器や人工内耳を装用するほか、コミュニケーション方法には手話、 筆談、口話など様々な方法があるが、どれか一つで十分ということではなく、多く の聴覚障害者は話す相手や場面によって複数の手段を組み合わせるなど使い分け ている

■障害特性に応じた具体的対応例(その1)

自分のタイミングで移動したい (視覚障害①)

全盲の視覚障害者Aさんは、地域の福祉センターを訪問する際、案内看板等が見えず単独で行くことができませんでした。しかしセンター入り口付近にガイドボランティアが配置され、手助けが必要な人に一声かけてくれるようになったことから、付き添いがなくても一人で通うことができるようになりました。

また併せて、エレベーターや階段の手すりにも点字シールを表示することになり、 ガイドボランティアと離れていても、自分のタイミングで移動することが可能にな り、御本人の気持ちもとても自由になりました。

アンケートも多様な方法で(視覚障害②)

アンケートを取る際に、印刷物だけを配布していました。すると、視覚障害の方から、電子データでほしいと要望がありました。電子データであればパソコンの読み上 げソフトを利用して回答できるからとのことでした。

紙媒体という画一的な方法ではなく、テキストデータでアンケートを送信し、メールで回答を受け取るという方法をとることで、視覚障害の方にもアンケートに答えてもらえるようになりました。

- ・補聴器や人工内耳を装用している場合、スピーカーを通じる等、残響や反響のある 音は、聞き取りにあまり効果が得られにくい
- ・聴覚の活用による言葉の習得に課題があることにより、聴覚障害者の国語力は様々であるため、筆談の場合は、相手の状況にあわせる

(主な対応)

- 手話や文字表示、手話通訳や要約筆記者の配置など、目で見てわかる情報を提示したりコミュニケーションをとる配慮
- ・補聴器や人工内耳を装用し、残響や反響のある音を聞き取ることが困難な場合には、 代替する対応への配慮(磁気誘導ループの利用など)
- 音声だけで話すことは極力避け、視覚的なより具体的な情報も併用
- ・スマートフォンなどのアプリに音声を文字に変換できるものがあり、これらを使用 すると筆談を補うことができる

盲ろう(視覚と聴覚の重複障害)

〔主な特件〕

- ・視覚と聴覚の重複障害の人を「盲ろう」と呼んでいるが、障害の状態や程度によって様々なタイプに分けられる(視覚障害、聴覚障害の項も参照のこと)
 - <見え方と聴こえ方の組み合わせによるもの>
 - (1)全く見えず聴こえない状態の「全盲ろう」
 - ②見えにくく聴こえない状態の「弱視ろう」
 - ③全く見えず聴こえにくい状態の「盲難聴」
 - ④見えにくく聴こえにくい状態の「弱視難聴」
 - <各障害の発症経緯によるもの>
 - ①盲(視覚障害)から聴覚障害を伴った「盲ベース盲ろう」
 - ②ろう(聴覚障害)から視覚障害を伴った「ろうベース盲ろう」
 - ③先天的、あるいは乳幼児期に視覚と聴覚の障害を発症する「先天性盲ろう」
 - ④成人期以後に視覚と聴覚の障害が発症する「成人期盲ろう」

■障害特性に応じた具体的対応例(その2)

研修会等での配慮(聴覚障害①)

聴覚障害者(2級)のAさんは、ある研修会に参加することとなりました。事務局から研修担当者には、Aさんは聴覚障害があるので配慮するよう伝えていましたが、研修担当者はAさんは補聴器を付けていたので問題ないと思い、特段の配慮もなく研修が進められ第1日目が終わってしまいました。Aさんは、補聴器をつけていても、すべて聞き取れる訳ではないことを事務局に相談したところ、次回以降、手話通訳者か要約筆記者(ノートテイク)で対応してくれることとなりました。

呼び出し方法の改善 (聴覚障害②)

聴覚障害者(発語可能・4級)のBさんは事務手続きのため、受付を済ませ呼び出しを待っていましたがなかなか呼ばれませんでした。受付に、呼ばれていないことを申し出ると、「名前を呼びましたが、返事がありませんでした」とのことでした。音声による通常の呼び出ししか行われなかったためです。

その後、事務局は対応を検討し、聴覚障害のある方には、文字情報などでも呼び出 しを伝え、手続きに関するやりとりに関しても筆談等で対応することとしました。

盲ろう者とのコミュニケーション(盲ろう者)

盲ろう者であるAさんは、通訳・介助者を同伴し、パソコン訓練を実施する施設に相談に行きましたが、盲ろう者との特殊なコミュニケーション方法である「手書き文字」「点字筆記」「触手話」「指点字」ができる職員がいないとの理由で受け入れを断られてしまいました。

後日、A さんは通訳・介助者を同伴して盲ろう者関係機関に相談したところ、「A さんは点字ができること、また、手のひらに書く(手書き文字)ことでコミュニケーションがとれることを施設側に伝えたらよいのでは。」との助言を受け、あらためて、A さんは点字ができること、また、手のひらに書く(手書き文字)ことでコミュニケーションがとれることを施設に説明した結果、施設側も理解を示し、前向きに受け入れる方向で話が進展しました。

- 盲ろう者がそれぞれ使用するコミュニケーション手段は、障害の状態や程度、盲ろうになるまでの経緯、あるいは生育歴、他の障害との重複の仕方によって異なり、 介助方法も異なる
- ・テレビやラジオを楽しんだり本や雑誌を読むことなどもできず、家族といてもほとんど会話がないため、孤独な生活を強いられることが多い

〔主な対応〕

- 盲ろう者関係機関に相談し、対応に関する助言を受ける
- ・障害の状態や程度に応じ視覚障害や聴覚障害の人と同じ対応が可能な場合があるが、 同様な対応が困難な場合が多く、手書き文字や触手話、指点字などの代替する対応 や移動の際にも配慮する
- - (例) 状況説明として、人に関する情報(人数、性別等)や環境に関する情報(部屋の大きさや机の配置、その場の雰囲気等)など

肢体不自由

車椅子を使用されている場合

〔主な特性〕

- ・背髄損傷(対麻痺又は四肢麻痺、排泄障害、知覚障害、体温調節障害など)
- ・脳性麻痺(不随意運動、手足の緊張、言語障害、知的障害重複の場合もある)
- 脳血管障害(片麻痺、運動失調)
- 病気等による筋力低下や関節損傷などで歩行が困難な場合もある
- ・ベッドへの移乗、着替え、洗面、トイレ、入浴など、日常の様々な場面で援助が必要な人の割合が高い
- 車椅子使用者にとっては、段差や坂道が移動の大きな妨げになる
- ・手動車椅子の使用が困難な場合は、電動車椅子を使用する場合もある。
- ・障害が重複する場合には、呼吸器を使用する場合もある。

〔主な対応〕

• 段差をなくす、車椅子移動時の幅・走行面の斜度、車椅子用トイレ、施設のドアを

■障害特性に応じた具体的対応例(その3)

建物の段差が障壁に(肢体不自由①)

車椅子を使用している身体障害者(1級)Aさんが、外出中、建物に入ろうとすると 大きな段差があり立ち往生してしまいました。

スタッフに協力をお願いしてみると、段差を車椅子で乗り越える手伝いを申し出て くれました。介助のお陰で、無事に建物に入ることができました。

障害への理解が深まれば(肢体不自由②)

座骨部に褥瘡(床ずれ)発生を繰り返している脊髄損傷者Bさん。褥瘡は、長時間 座位を保持していることが原因で発生していました。褥瘡悪化による手術で数ヶ月単 位の入院を繰り返していました。

納期がせまっており長時間作業をしなければならない場面でも、時間調整や褥瘡予防できる姿勢を確保するため途中で休憩をとることなど周囲の理解と協力を得ることで、褥瘡の発生をおさえ、入退院を繰り返すことなく生活することが可能になりました。

引き戸や自動ドアにするなどの配慮

- 机アプローチ時に車椅子が入れる高さや作業を容易にする手の届く範囲の考慮
- ドア、エレベータの中のスイッチなどの機器操作のための配慮
- 目線をあわせて会話する
- 脊髄損傷者は体温調整障害を伴うことがあるため、部屋の温度管理に配慮

〇 杖などを使用されている場合

〔主な特性〕

- ・脳血管障害(歩行可能な片麻痺、運動失調)
- ・麻痺の程度が軽いため、杖や装具歩行が可能な場合や、切断者などで義足を使用して歩行可能な場合は、日常生活動作は自立している人が多い
- 失語症や高次脳機能障害がある場合もある
- 長距離の歩行が困難であったり、階段、段差、エスカレーターや人ごみでの移動が 困難な場合もあり、配慮が必要

〔主な対応〕

- 上下階に移動するときのエレベーター設置・手すりの設置
- 滑りやすい床など転びやすいので、雨天時などの対応
- •トイレでの杖おきの設置や靴の履き替えが必要な場合に椅子を用意するなどの配慮
- 上肢の障害があれば、片手や筋力低下した状態で作業ができる配慮

構音障害

〔主な特性〕

- 話す言葉自体を聞き取ることが困難な状態
- ・話す運動機能の障害、聴覚障害、咽頭摘出などの原因がある

〔主な対応〕

- しっかりと話を聞く
- 会話補助装置などを使ってコミュニケーションをとることも考慮する

■障害特性に応じた具体的対応例(その4)

施設での電動車椅子による自立移動(肢体不自由③)

重度の脳性麻痺であるCさんは、介助用車椅子を使用し、施設職員や家族の介助による移動が主でした。リハビリテーションセンターにおいて、施設での電動車椅子による自立移動が可能か検討したところ、座位保持装置や特殊スイッチを装備・使用した電動車椅子で安全に施設内を移動できることがわかりました。

当初、施設側が電動車椅子移動による安全性の確保について懸念していましたが、 リハビリテーションセンター担当職員による実地確認や使い方の指導により安全な移動が可能であることが理解され、その結果、施設内で本人の意思により自由に移動することが可能となりました。

脳卒中の後遺症があるが、働くことを希望する方への支援(肢体不自由4)

50歳代で脳梗塞(脳卒中の種類の1つ)を発症し、入浴、更衣、屋外の外出などに介助が必要であることから、日中自宅に閉じこもりがちであるが、今後、働くことを希望しているDさん。本人の残存能力を踏まえ、更衣や外出練習などを提供する通所リハビリテーションに通うことになりました。訓練により、就労に向けて活動するための機能が向上し、地域の就労継続支援事業所に通うことで社会参加できるようになりました。

失語症

〔主な特性〕

・聞くことの障害

音は聞こえるが「ことば」の理解に障害があり「話」の内容が分からない 単語や簡単な文なら分かる人でも早口や長い話になると分からなくなる

・話すことの障害

伝えたいことをうまく言葉や文章にできない 発話がぎこちない、いいよどみが多くなったり、誤った言葉で話したりする

- 読むことの障害文字を読んでも理解が難しい
- 書くことの障害

書き間違いが多い、また「てにをは」などをうまく使えない、文を書くことが難 しい

〔主な対応〕

- 表情がわかるよう、顔を見ながら、ゆっくりと短いことばや文章で、わかりやすく 話しかける
- ・一度でうまく伝わらない時は、繰り返して言ったり、別のことばに言い換えたり、 漢字や絵で書いたり、写真・実物・ジェスチャーで示したりすると理解しやすい
- 「はい」「いいえ」で答えられるように問いかけると理解しやすい
- 話し言葉以外の手段(カレンダー、地図、時計など身近にあるもの)を用いると、 コミュニケーションの助けとなる
- *「失語症のある人の雇用支援のために」(独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構障害者職業 総合センター)より一部引用

■障害特性に応じた具体的対応例(その5)

話すことの障害(失語症)

失語症(発語がうまくできない)のAさんが、買い物に行きましたが、自分の欲しいものを探すことができませんでした。店員にどこにあるのか尋ねようとしましたが、欲しいものをうまく伝えられず、時間が経過するばかりでした。

店員は、Aさんが言葉をうまく話せないことがわかったため、「食べ物」、「飲み物」、「日用品」等と的を徐々に絞って確認していく方法をとったところ、Aさんの欲しいものが判明し購入することができました。

高次脳機能障害

交通事故や脳血管障害などの病気により、脳にダメージを受けることで生じる認知 や行動に生じる障害。身体的には障害が残らないことも多く、外見ではわかりにくいた め「見えない障害」とも言われている。

〔主な特性〕

・以下の症状が現れる場合がある

記憶障害:すぐに忘れてしまったり、新しい出来事を覚えることが苦手なため、何 度も同じことを繰り返したり質問したりする

注意障害:集中力が続かなかったり、ぼんやりしていてしまい、何かをするとミス が多く見られる

二つのことを同時にしようとすると混乱する

主に左側で、食べ物を残したり、障害物に気が付かないことがある

遂行機能障害:自分で計画を立てて物事を実行したり、効率よく順序立てられない

社会的行動障害: ささいなことでイライラしてしまい、興奮しやすい

こだわりが強く表れたり、欲しいものを我慢できない

思い通りにならないと大声を出したり、時に暴力をふるったりする

病識欠如:上記のような症状があることに気づかず、できるつもりで行動してトラブルになる

- ・ 失語症 (失語症の項を参照) を伴う場合がある
- ・ 片麻痺や運動失調等の運動障害や眼や耳の損傷による感覚障害を持つ場合がある 〔主な対応〕
 - 本障害に詳しいリハビリテーション専門医やリハ専門職、高次脳機能障害支援普及 拠点機関、家族会等に相談する
 - 記憶障害

手がかりがあると思い出せるので、手帳やメモ、アラームを利用したり、ルートマップを持ち歩いてもらうなどする

自分でメモを取ってもらい、双方で確認する

残存する受傷前の知識や経験を活用する(例えば、過去に記憶している自宅周囲

■障害特性に応じた具体的対応例(その6)

メモを活用して行き違いを防止(高次脳機能障害)

高次脳機能障害のAさんに、先ほど伝えたことを忘れて勝手な行動をしていると注意したところ、聞いていなかった、知らないと逆に怒り出してしまいました。Aさんは普段、難しい言葉を使ったり、以前のことをよく覚えている方なので、高次脳機能障害の特性を知らない周囲の人は、Aさんはいい加減な人だと腹を立てて、人間関係が悪化してしまいました。

高次脳機能障害者は受傷前の知識や経験を覚えている場合が多いのですが、直近のことを忘れてしまいがちであるという説明を受け、周囲の人は、障害の特性であることを理解することができました。また、口頭で伝えたことは言った、言わないとトラブルのもとになりやすいので、メモに書いてもらい、双方で確認するようにしたら、トラブルがおきなくなりました。

■ 介護予防・日常生活支援総合事業における共生の場

介護保険制度では、市町村の事業として、住民等の多様な主体が参画し、地域の支え合い体制を推進することで要支援者等の自立支援や介護予防につなげる介護予防・日常生活支援総合事業が平成27年度から順次施行されています。

介護予防・日常生活支援総合事業は、市町村が地域の実情に応じて独自のサービスを 設定していくこととなりますが、市町村がこの事業を円滑に実施できるよう、設定され るであろうサービス内容の例などを記載したガイドラインをお示ししています。

その中で、高齢者のみならず障害者や児童など分け隔てなく自主的に集まり互いに支 え合う場を作り出すことに対して、補助などを行い促進することができる共生型の通い の場を紹介しています。

障害者差別解消法は共生社会の実現を目的としており、共生型の通いの場は、同目的 にも資するものであると考えられます。 では迷わず行動できるなど)

• 注意障害

短時間なら集中できる場合もあるので、こまめに休憩を取るなどする ひとつずつ順番にやる

左側に危険なものを置かない

• 遂行機能障害

手順書を利用する

段取りを決めて目につくところに掲示する

スケジュール表を見ながら行動したり、チェックリストで確認する

• 社会的行動障害

感情をコントロールできない状態にあるときは、上手に話題や場所を変えてクー ルダウンを図る

予め行動のルールを決めておく

内部障害

〔主な特性〕

- ・心臓機能、呼吸器機能、腎臓機能、膀胱・直腸機能、小腸機能、肝機能、HIVによる免疫機能のいずれかの障害により日常生活に支障がある
- 疲れやすく長時間の立位や作業が困難な場合がある
- ・常に医療的対応を必要とすることが多い

〔主な対応〕

- ペースメーカーは外部からの電気や磁力に影響をうけることがあるので注意すべき 機器や場所などの知識をもつ
- 排泄に関し、人工肛門の場合、パウチ洗浄等特殊な設備が必要となることへの配慮
- 人工透析が必要な人については、通院の配慮
- ・ 呼吸器機能障害のある方は、慢性的な呼吸困難、息切れ、咳等の症状があることを 理解し、息苦しくならないよう、楽な姿勢でゆっくり話をしてもらうよう配慮
- ・ 常時酸素吸入が必要な方は、携帯用酸素ボンベが必要な場合があることを理解

■ 障害者差別解消支援地域協議会とは

障害者差別解消法では、国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事する者(以下「関係機関」)は、社会生活を円滑に営む上での困難を有する障害者に対する支援が効果的かつ円滑に実施されるよう、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会(以下「地域協議会」)を組織できるとされています。(法第17条第1項)

1 地域協議会とは

<地域協議会の事務>

障害者差別に関する相談等に係る協議や地域における障害者差別を解消するため の取組に関する提案に係る協議を行う

※個別事案ごとに差別か否かの判断を行うことまでは想定されていない

- ・事案の情報共有や構成機関への提言
- ・地域における障害者差別解消の推進のための取組に関する協議・提案
- ・事案の解決を後押しするための協議 など

<対象となる障害者差別に係る事案>

- 一般私人による事案は地域協議会における情報共有の対象としないが、環境の整備 に関する相談、制度等の運用に関する相談については情報共有の対象とする
- 2 地域協議会の組織

都道府県、市町村、特別区など地方公共団体が主導して組織する

詳細については、内閣府ホームページに掲載されています。

http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html

重症心身障害・その他医療的ケアが必要な者

〔主な特性〕

- ・自分で体を動かすことができない重度の肢体不自由と、年齢に相応した知的発達が 見られない重度の知的障害が重複している
- 殆ど寝たままで自力では起き上がれない状態が多い
- 移動、食事、着替え、洗面、トイレ、入浴などが自力ではできないため、日常の様々 な場面で介助者による援助が必要
- 常に医学的管理下でなければ、呼吸することも栄養を摂ることも困難な人もいる
- ・重度の肢体不自由や重度の知的障害はないが、人工呼吸器を装着するなど医療的ケアが必要な人もいる

〔主な対応〕

- 人工呼吸器などを装着して専用の車椅子で移動する人もいるため、電車やバスの乗 降時等において、周囲の人が手伝って車椅子を持ち上げるなどの配慮が必要
- 体温調整がうまくできないことも多いので、急な温度変化を避ける配慮が必要

知的障害

〔主な特性〕

- ・概ね 18 歳頃までの心身の発達期に現れた知的機能の障害により、生活上の適応に 困難が生じる
- ・「考えたり、理解したり、読んだり、書いたり、計算したり、話したり」する等の 知的な機能に発達の遅れが生じる
- ・ 金銭管理、会話、買い物、家事などの社会生活への適応に状態に応じた援助が必要
- ・主な原因として、ダウン症候群などの染色体異常、または先天性代謝異常によるものや、脳症や外傷性脳損傷などの脳の疾患があるが、原因が特定できない場合もある
- てんかんを合併する場合もある
- ・ダウン症候群の場合の特性として、筋肉の低緊張、多くの場合、知的な発達の遅れがみられること、また、心臓に疾患を伴う場合がある

■障害特性に応じた具体的対応例(その7)

作業能力を発揮するための一工夫(知的障害①)

Aさんは、作業能力はあるけれど、不安が強くなると本来の作業能力が発揮できなくなってしまいます。Aさんの担当は清掃作業。1フロアーを一人で担当するように任されていましたが、広い範囲を一人で任されることに不安を感じ、本来の作業能力を発揮できずミスが増えていました。

作業量は変えずに 2 フロアーを 2 人で担当する様にしたところ、A さんの不安が減少し、本来の能力を発揮できるようになり、ミスも減りました。

対人コミュニケーションに困難を抱える若者の就労支援(知的障害②)

Bさんは、高校を中退後、一時アルバイトを経験したものの、すぐに辞めてしまってからは就労から遠ざかった生活を続けていました。軽度の知的障害が疑われ、対人コミュニケーションに課題を抱えるBさんは、以前、アルバイト先の上司から強く叱責を受けたことで、すっかり自信と意欲を失っていたのです。

生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関は、すべての書類にルビを振り、また、Bさんが理解するまで繰り返し丁寧な説明を行うなど、Bさんの社会参加に向けて粘り強い支援を行いました。並行して、就労支援員がBさんの特性に理解のある職場の開拓をすすめました。その結果、アルバイト経験があり、本人の関心の高い飲食業界において、就労訓練事業として週3日、3時間程度の就労から始めることになりました。現在も、自立相談支援機関がBさん本人と就労先双方へのフォローを行いながら就労の継続を支援しています。

一人暮らしの金銭管理をサポート(知的障害③)

一人暮らしをしながら地域の作業所に通うCさんは、身の回りのことはほとんど自分でできますが、お金の計算、特に何を買うのにいくらかかるのかを考えて使うのが苦手なため、日常の金銭管理をしてくれる福祉サービス(日常生活自立支援事業)を利用することになりました。

生活支援員と必要なお金について1週間単位で相談し、一緒に銀行に行ってお金を下ろし、生活することになりました。買い物のレシートをノートに貼ることもアドバイスをうけ、お金を遣い過ぎることがなくなりました。また、お金がどれくらいあるのか心配なときは、支援員さんに聞けば分かるので安心とCさんは話しています。

〔主な対応〕

- 言葉による説明などを理解しにくいため、ゆっくり、ていねいに、わかりやすく話す ことが必要
- ・文書は、漢字を少なくしてルビを振る、文書をわかりやすい表現に直すなどの配慮で 理解しやすくなる場合があるが、一人ひとりの障害の特性により異なる
- 写真、絵、ピクトグラムなどわかりやすい情報提供を工夫する
- 説明が分からないときに提示するカードを用意したり、本人をよく知る支援者が同席 するなど、理解しやすくなる環境を工夫をする

発達障害

〇自閉症、アスペルガー症候群を含む広汎性発達障害(自閉症スペクトラム)

〔主な特性〕

- ・相手の表情や態度などよりも、文字や図形、物の方に関心が強い
- ・見通しの立たない状況では不安が強いが、見通しが立つ時はきっちりしている。
- 大勢の人がいる所や気温の変化などの感覚刺激への敏感さで苦労しているが、それが芸術的な才能につながることもある。

- 本人をよく知る専門家や家族にサポートのコツを聞く
- ・肯定的、具体的、視覚的な伝え方の工夫(「〇〇をしましょう」といったシンプルな伝え方、その人の興味関心に沿った内容や図・イラストなどを使って説明するなど)
- スモールステップによる支援(手順を示す、モデルを見せる、体験練習をする、新 しく挑戦する部分は少しずつにするなど)
- ・感覚過敏がある場合は、音や肌触り、室温など感覚面の調整を行う(イヤーマフを活用する、大声で説明せずホワイトボードで内容を伝える、人とぶつからないように居場所を衝立などで区切る、クーラー等の設備のある部屋を利用できるように配慮するなど)

■障害特性に応じた具体的対応例(その8)

コミュニケーション支援機器を用いた就労訓練(発達障害①)

発達障害のAさんは、就労訓練サービスを利用しています。挨拶、作業の終了時、作業中に必要と思われる会話(「おはようございます」「さようなら」「仕事が終わりました」「袋を持ってきてください」「紐を取ってください」「トイレへ行ってきます」「いらっしゃいませ」「100円です」等)を VOCA(会話補助装置)に録音し、伝えたいメッセージのシンボル(絵・写真・文字)を押してコミュニケーションをとるようにしたことで作業に集中することができ、休みなく事業所へ通う事ができるようになりました。

個別の対応で理解が容易に(発達障害②)

発達障害のBさんは、利用者全体に向けた説明を聞いても、理解できないことがしばしばある方です。そのため、ルールや変更事項等が伝わらないことでトラブルになってしまうことも多々ありました。

そこで、Bさんには、全体での説明の他に個別に時間を取り、正面に座り文字やイラストにして直接伝えるようにしたら、様々な説明が理解できるようになり、トラブルが減るようになりました。

本人が安心して過ごすための事前説明(発達障害③)

発達障害のCさんは、就労継続支援事業を利用していますが、広い作業室の中で職員を見つけることが出来ない方でした。職員に連絡したくても連絡できず、作業の中で解らないことや聞きたいことがあってもそれが聞けず、不安や混乱が高まっていました。

そこで、来所時にあらかじめCさんに職員の場所を図で示したり、現地を確認する、 ユニフォームの違いを伝えるなど、職員をみつけるための手がかりを知らせておくよ うにしたら、Cさんは安心して作業に集中できるようになりました。

苦手なことに対しては、事前のサポート (発達障害④)

発達障害のDさんは文字の読み書きが苦手であり、様々な手続きの際、書類の記入欄を間違えたり、誤字を書いてしまったりして、何回も書き直さなければなりませんでした。

そこで、Dさんの相談を受けている職員は、「記入欄に鉛筆で丸をつけたり付箋を 貼って示す」「書類のモデルを作成して示す」「職員が鉛筆で下書きする」などを試し たところ、書類作成を失敗する回数が少なくなりました。

〇学習障害 (限局性学習障害)

〔主な特性〕

• 「話す」「理解」は普通にできるのに、「読む」「書く」「計算する」ことが、努力しているのに極端に苦手

- 本人をよく知る専門家や家族にサポートのコツを聞く
- 得意な部分を積極的に使って情報を理解し、表現できるようにする (ICT を活用する際は、文字を大きくしたり行間を空けるなど、読みやすくなるように工夫する)
- 苦手な部分について、課題の量・質を適切に加減する、柔軟な評価をする

〇注意欠陥多動性障害(注意欠如•多動性障害)

〔主な特性〕

・次々と周囲のものに関心を持ち、周囲のペースよりもエネルギッシュに様々なことに取り組むことが多い

- 本人をよく知る専門家や家族にサポートのコツを聞く
- 短く、はっきりとした言い方で伝える。
- 気の散りにくい座席の位置の工夫、分かりやすいルール提示などの配慮
- ・ストレスケア(傷つき体験への寄り添い、適応行動が出来たことへのこまめな評価)

○その他の発達障害

〔主な特性〕

体の動かし方の不器用さ、我慢していても声が出たり体が動いてしまったりするチック、一般的に吃音と言われるような話し方なども、発達障害に含まれる

- 本人をよく知る専門家や家族にサポートのコツを聞く
- ・叱ったり拒否的な態度を取ったり、笑ったり、ひやかしたりしない
- 日常的な行動の一つとして受け止め、時間をかけて待つ、苦手なことに無理に取組まず出来ることで活躍する環境を作るなど、楽に過ごせる方法を一緒に考える

■障害特性に応じた具体的対応例(その9)

自己コントロール力をつけるために (障害児①)

自閉症スペクトラム(発達障害)のAさんは知的にはかなり高い児童ですが、ちょっとした思い込みや刺激が元で、トイレや空室に長時間(長い場合は10時間近く) 急に籠もってしまうことが多くありました。

そこで、不適応を起こしそうになった場合(「起こす前」がポイント)に、事前に 決めておいたルールに基づいて(例えば何色かのカードを用意し、イエローカードを 見せたら事務室でクールダウンする、レッドカードであったら個別対応の部屋に行き たい等)自らがサインを出して対応方法を選択する経験を繰り返し積むことで、徐々 にカードを使用せずに感情の自己コントロールができるようになってきました。約半 年ほどで不適応を示すことが殆どなくなり、生活が安定しました。

日常生活動作を身につけるために (障害児②)

保育所に通う発達障害児のBちゃんは、靴をそろえる、トイレにしっかり座るといった日常生活の動作の一部が十分に身についていません。言葉による説明よりも、視覚情報による説明の方が伝わりやすいため、これらの動作の順番を具体化した絵を作成し、必要に応じて見せるようにしています。また、話しかける際にも、顔を見ながら、穏やかに静かな声で話しかけるようにしています。

精神障害

- 精神障害の原因となる精神疾患は様々であり、原因となる精神疾患によって、その 障害特性や制限の度合いは異なる
- 精神疾患の中には、長期にわたり、日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態が続くものがある
- 代表的な精神疾患として、統合失調症や気分障害等がある
- ・障害の特性もさまざまであるため、積極的に医療機関と連携を図ったり、専門家の 意見を聴くなど、関係機関と協力しながら対応する

〇統合失調症

〔主な特性〕

- ・発症の原因はよく分かっていないが、100人に1人弱かかる、比較的一般的な病気である
- 「幻覚」や「妄想」が特徴的な症状だが、その他にも様々な生活のしづらさが障害として表れることが知られている。
- 陽性症状

幻覚:実態がなく他人には認識できないが、本人には感じ取れる感覚のこと なかでも、自分の悪口やうわさ、指図する声等が聞こえる幻聴が多い

妄想:明らかに誤った内容を信じてしまい、周りが訂正しようとしても受け入れられない考えのこと。誰かにいやがらせをされているという被害妄想、周囲のことが何でも自分に関係しているように思える関係妄想などがある

• 陰性症状

意欲が低下し、以前からの趣味や楽しみにしていたことに興味を示さなくなる 疲れやすく集中力が保てず、人づきあいを避け引きこもりがちになる 入浴や着替えなど清潔を保つことが苦手となる など

認知や行動の障害:

考えがまとまりにくく何が言いたいのかわからなくなる 相手の話の内容がつかめず、周囲にうまく合わせることができない など

■障害特性に応じた具体的対応例(その10)

薬が効くまでの時間をもらえると (精神障害)

Aさんは、精神障害当事者としての経験を活かして、福祉サービス事業所でピアサポーターとして活動しています。しかし、月に一度位は幻聴が出現することがあり、Aさんは活動に支障が出ることをとても心配していました。職員に相談すると、「普段はどうしているのですか?」と質問され、Aさんは頓服薬を飲んで1時間位静養すると治まってくると説明しました。すると、「ご自分で対処できるならそうして下さい」「症状があっても、工夫をしながら活動を続けられるといいですね」「他の利用者の励みになるのだから気にする必要はないと思います」と言われて、幻聴が出た時は頓服が効くまで静養できることになりました。その後、Aさんは、ピアサポーターとして自信を持ちながら、安心して活動を続けています。

〔主な対応〕

- 統合失調症は脳の病気であることを理解し、病気について正しい知識を学ぶ必要がある
- 薬物療法が主な治療となるため、内服を続けるために配慮する
- ・社会との接点を保つことも治療となるため、本人が病気と付き合いながら、他人と 交流したり、仕事に就くことを見守る
- 一方で、ストレスや環境の変化に弱いことを理解し、配慮した対応を心掛ける
- ・一度に多くの情報が入ると混乱するので、伝える情報は紙に書くなどして整理して ゆっくり具体的に伝えることを心掛ける
- ・症状が強い時には無理をさせず、しっかりと休養をとったり、速やかに主治医を受診することなどを促す

○気分障害

〔主な特性〕

- 気分の波が主な症状としてあらわれる病気。うつ状態のみを認める時はうつ病と呼び、うつ状態と躁状態を繰り返す場合には、双極性障害(躁うつ病)と呼ぶ
- うつ状態では気持ちが強く落ち込み、何事にもやる気が出ない、疲れやすい、考えが働かない、自分が価値のない人間のように思える、死ぬことばかり考えてしまい 実行に移そうとするなどの症状がでる
- ・躁状態では気持ちが過剰に高揚し、普段ならあり得ないような浪費をしたり、ほとんど眠らずに働き続けたりする。その一方で、ちょっとした事にも敏感に反応し、他人に対して怒りっぽくなったり、自分は何でも出来ると思い込んで人の話を聞かなくなったりする

- 専門家の診察の上で、家族や本人、周囲の人が病気について理解する
- 薬物療法が主な治療となるため、内服を続けるために配慮する
- うつ状態の時は無理をさせず、しっかりと休養をとれるよう配慮する
- ・躁状態の時は、金銭の管理、安全の管理などに気を付け、対応が難しい時には専門

■障害特性に応じた具体的対応例(その11)

介護老人保健施設での対応(高齢者①)

様々な障害があっても生活がしやすいように、点字ブロック、車いす用のトイレ、 入所者用の居室階へ行くためのエレベーターの設置などを行いました。また、聴覚障 害のある入所者とコミュニケーションを図れるよう部屋に筆談用の用具を置くなど の配慮を行っています。

特別養護老人ホームにおける対応(高齢者②)

特別養護老人ホームにおいて地域交流活動を行う際、ボランティアのAさん(視覚障害者)が資料や小道具を作ろうとしましたが、パソコンでの作業に手間取ってしまいました。そこで、施設は、職員や他のボランティアの人が共同して作成することに加え、施設で導入していた音声認識ソフトや点字付きキーボードを利用してもらうことによって、Aさんが作業しやすい環境を作るように働きかけました。

デイサービスを利用する前の交流(高齢者③)

Bさん(精神障害者)は、要介護認定を受け、介護保険のデイサービスを利用することとなりました。しかし、家族から、Bさんは、知らない人と接することが苦手でありデイサービスのような人が集まる場に行くことは、精神的な負担が大きいのではないか、と心配の声が寄せられていました。

そこで、デイサービスの職員は、いきなりデイサービスを利用するのではなく、まずはBさんの自宅で交流を重ね、Bさんと親しくなることにしました。その後、Bさんは親しい職員がいることで、安心してデイサービスの場に通うことができるようになりました。

家に相談する

自分を傷つけてしまったり、自殺に至ることもあるため、自殺などを疑わせるよう な言動があった場合には、本人の安全に配慮した上で、速やかに専門家に相談する よう本人や家族等に促す

○依存症(アルコール)

〔主な特性〕

- ・飲酒したいという強い欲求がコントロールができず、過剰に飲酒したり、昼夜問わず飲酒したりすることで身体的、社会生活上の様々な問題が生じる
- 体がアルコールに慣れることで、アルコールが体から抜けると、発汗、頻脈、手の 震え、不安、イライラなどの離脱症状が出る
- 一念発起して断酒しようとしても、離脱症状の不快感や、日常生活での不安感から 逃れるために、また飲んでしまう

「心でな手〕

- ・本人に病識がなく(場合によっては家族も)、アルコール依存症は治療を必要とする病気であるということを、本人・家族・周囲が理解する
- ・周囲の対応が結果的に本人の飲酒につながってしまう可能性があるため、家族も同 伴の上で、アルコール依存症の専門家に相談する
- ・一度断酒しても、再度飲酒してしまうことが多いため、根気強く本人を見守る

Oてんかん

〔主な特性〕

- 何らかの原因で、一時的に脳の一部が過剰に興奮することにより、発作がおきる
- 発作には、けいれんを伴うもの、突然意識を失うもの、意識はあるが認知の変化を 伴うものなど、様々なタイプのものがある

〔主な対応〕

誰もがかかる可能性がある病気であり、専門家の指導の下に内服治療を行うことで、 多くの者が一般的な生活が送れることを理解する

- 発作が起こっていないほとんどの時間は普通の生活が可能なので、発作がコントロールされている場合は、過剰に活動を制限しない
- 内服を適切に続けることが重要である。また、発作が起こってしまった場合には、本人の安全を確保した上で専門機関に相談する

○認知症

〔主な特性〕

- ・認知症とは、単一の病名ではなく、種々の原因となる疾患により記憶障害など認知機能が低下し、生活に支障が出ている状態である
- ・原因となる主な疾患として、 アルツハイマー型認知症、血管性認知症、レビー小体型認知症、前頭側頭型認知症(ピック病など)がある
- ・認知機能の障害の他に、行動・心理症状(BPSD)と呼ばれる症状(徘徊、不穏、 興奮、幻覚、妄想など)がある

- 高齢化社会を迎え、誰もが認知症とともに生きることになる可能性があり、また、 誰もが介護者等として認知症に関わる可能性があるなど、認知症は皆にとって身近 な病気であることを理解する
- ・各々の価値観や個性、想い、人生の歴史等を持つ主体として尊重し、できないことではなく、できることに目を向けて、本人が有する力を最大限に活かしながら、地域社会の中で本人のなじみの暮らし方やなじみの関係が継続できるよう、支援していく
- 早期に気付いて適切に対応していくことができるよう、小さな異常を感じたときに 速やかに適切な機関に相談できるようにする
- ・BPSD については、BPSD には 、何らかの意味があり、その人からのメッセージ として聴くことが重要であり、BPSD の要因として、さまざまな身体症状、孤立・ 不安、不適切な環境・ケア、睡眠や生活リズムの乱れなどにも目を向ける
- ・症状が変化した等の場合には、速やかに主治医を受診し、必要に応じて専門機関に 相談することなどを促す

難病

〔主な特性〕

- 神経筋疾病、骨関節疾病、感覚器疾病など様々な疾病により多彩な障害を生じる
- 常に医療的対応を必要とすることが多い
- ・病態や障害が進行する場合が多い

- ・専門の医師に相談する
- それぞれの難病の特性が異なり、その特性に合わせた対応が必要
- ・ 進行する場合、病態・障害の変化に対応が必要
- 排泄の問題、疲れやすさ、状態の変動などに留意が必要
- 体調がすぐれない時に休憩できる場所を確保する

■障害特性に応じた具体的対応例(その12)

色素性乾皮症(XP)児の保育所における対応(難病)

遮光対策が必要な疾病である色素性乾皮症患児のAちゃんは、紫外線対策がなされていない保育所に入所することは困難です。

入所を希望する保育所と話し合った結果、UVカットシートを保育室等の窓ガラスに貼ること、紫外線を遮断するため窓は常時閉鎖しておくのでエアコンをとりつけること、日光に当たってしまった際の対応策などを保育所側に十分把握してもらったうえで、他の保育園児・保護者への説明も十分行うことで疾病に対する理解を得て、安心して保育所に通うことができるようになりました。

■障害者総合支援法の対象となる疾病について

平成25年4月より、難病等が障害者総合支援法の対象となり130疾病を対象としていましたが、指定難病(医療費助成の対象となる難病)の検討を踏まえ、平成27年1月より、障害者総合支援法の対象疾病が151疾病に拡大されました(第1次検討)。

また、第2次検討の結果、平成27年7月から332疾病に拡大されました。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/hani/index.html

対象となる方は、障害者手帳(※1)をお持ちでなくても、必要と認められた障害福祉サービス等(※2)が受けられます。

- ※1 身体障害者手帳·療育手帳·精神障害者保健福祉手帳
- ※2 障害者・児は、障害福祉サービス・相談支援・補装具及び地域生活支援事業 (障害児は、障害児通所支援と障害児入所支援も含む)
- * 難病の特徴(症状の変化や進行、福祉ニーズ等)については、「難病患者等に対する認 定マニュアル(平成27年9月)を参照ください

http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/1_13.pdf

第4 事業者における相談体制の整備

障害者差別の解消を効果的に推進するには、障害者及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に応じることが必要です。そのためには、法で定められた国や地方公共団体における相談及び紛争の防止等のための体制整備のみならず、障害者にサービス提供を行う事業者において、直接、障害者及びその家族その他の関係者からの相談等に応じるための体制の整備や職員の研修・啓発を行うことが重要です。

中でも、福祉の専門知識及び技術をもって福祉サービスを提供する事業者については、特に、その基本的専門性に鑑み、より充実した相談体制の整備をはじめ、日頃から、障害に関する理解や人権意識の向上・障害者の権利擁護に向けた職員の研修に積極的に取り組むことが重要です。

なお、事業所において相談窓口等を設置(事業所における既存の苦情解決体制や相談窓口を活用することも考えられます)する際には、ホームページ等を活用し、相談窓口等に関する情報の周知を図り、利用しやすいものとするよう努めるとともに、対面のほか、電話、ファックス、電子メールなどの多様な手段を用意しておくことが重要です。また、相談等に対応する際には、障害者の性別・年齢・状態等に配慮することが重要です。実際の相談事例については、相談者のプライバシーに配慮しつつ順次蓄積し、以後の合理的配慮の提供等に活用することが望まれます。あわせて、地方自治体の相談窓口や障害者差別解消支援地域協議会、障害当事者団体、医療、教育、労働関係機関などとも連携して、差別解消に向けた取組を着実に進めていくことが望まれます。

第5 事業者における研修・啓発

障害者差別は、障害に関する知識・理解の不足、意識の偏りなどにより引き 起こされることが大きいと考えられることから、障害の有無にかかわらず、相

■ 権利擁護に関連する法律(その1)

【障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)】

1. 目的

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的としています。

2. 障害者に対する虐待の禁止と早期発見の努力義務

何人も障害者を虐待してはならない旨を定め、障害者の虐待の防止に係る国等の責務や、障害者虐待の早期発見の努力義務を定めています。

3. 「障害者虐待」の通報義務

「障害者虐待」を受けたと思われる障害者を発見した者に速やかな通報を義務付けています。

4. 「障害者虐待」とは

- ①~③の人たちが、⑦~⑦の5つの虐待行為を行った場合を「障害者虐待」としています。
- ①養護者(障害者の世話をしている家族等)
- ②障害者福祉施設従事者等(障害福祉サービスの職員等)
- ③使用者(障害者を雇用している者等)
 - 5つの行為(具体的要件は、虐待を行う主体ごとに微妙に異なる。)
 - ⑦身体的虐待:障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること
 - ②放棄・放置:障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置等による⑦ ⑤①の行為と同様の行為の放置等
 - 砂心理的虐待:障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
 - ①性的虐待 : 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること
 - ⑦経済的虐待:障害者から不当に財産上の利益を得ること

5. 通報先

市町村・都道府県の部局等は、障害者虐待の通報や対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」、「都道府県障害者権利擁護センター」の機能を果たしています。

6. 学校、保育所、医療機関における虐待の防止

就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び 医療機関の管理者に義務付けています。 互に人格と個性を尊重する共生社会を目指すことの意義を職員が理解することが重要です。

また、こうした理念が真に理解されることが、障害者差別や、障害者が時に 感じる大人の障害者に対する子ども扱い、障害者に対する命令的、威圧的、強 制的な発言などの解消にもつながるものと考えられます。

このため、事業者においては、研修等を通じて、法の趣旨の普及を図るとと もに、事業所の地域の取組のなかで近隣住民への理解を促していくことが重要 です。

なお、障害者差別の理解には、障害者虐待防止に関する理解も極めて重要になってくることから、併せて研修を行うことが望まれます。

第6 国の行政機関における相談窓口

法第 14 条において、「国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする」と規定されています。

相談に際しては、地域の自治体の様々な相談窓口(福祉事務所、児童相談所など)や各都道府県において組織される障害者差別解消支援地域協議会などもご活用ください。

厚生労働省における福祉関係の担当窓口は以下のとおりです。

(1) 子ども・子育て関係

雇用均等•児童家庭局家庭福祉課

- リニニニ 総務課少子化総合対策室
- リ 保育課

■ 権利擁護に関連する法律(その2)

【児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)】

児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とする法律です。

- 〇「児童虐待」とは保護者がその監護する児童について行う次の行為をいいます。
 - ①身体的虐待:殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束する など
 - ②性的虐待:子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、 ポルノグラフィの被写体にする など
 - ③ネグレクト:家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中 に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など
 - ④心理的虐待:言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(ドメスティック・バイオレンス:DV) など

【高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐 待防止法)】

高齢者の虐待防止等に関する国等の責務、虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援の措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする法律です。

- 〇虐待防止施策には、①養護者 (家族等) による虐待に対するものと、②養介護施設従 事者等による虐待に対するものに大別されます。
- 〇虐待の類型には、①身体的虐待、②養護を著しく怠る (ネグレクト)、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待があります。 詳細は、

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/boushi/index.html よりご覧ください。

【配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(配偶者暴力防止法)】

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律です。

- 〇配偶者: 男性、女性を問いません。事実婚や元配偶者*も含まれます。
 - *離婚前に暴力を受け、離婚後も引き続き暴力を受ける場合
 - *生活の本拠をともにする交際相手、元生活の本拠をともにする交際相手も対象
- 〇暴力:身体的暴力のみならず、精神的・性的暴力*も含まれます。
 - *保護命令の申し立ては身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫のみ対象
- 詳細は、http://www.gender.go.jp/e-vaw/law/index2.html よりご覧ください。

(2) 生活保護関係

社会•援護局保護課

(3) 地域福祉、生活困窮者自立支援関係

社会•援護局地域福祉課

社会•援護局地域福祉課 生活困窮者自立支援室

(4) 障害福祉、精神保健関係

障害保健福祉部企画課

ハ 障害福祉課

ル 精神・障害保健課

(5) 高齢者福祉関係

老健局総務課

第7 主務大臣による行政措置

事業者における障害者差別解消に向けた取組は、本指針を参考にして、各事業者により自主的に取組が行われることが期待されています。しかし、事業者による自主的な取組のみによっては、その適切な履行が確保されず、例えば、事業者が法に反した取扱いを繰り返し、自主的な改善を期待することが困難である場合など、特に必要があると認められるときは、主務大臣は、事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができるとされています。(法第12条)

■ 発達障害者支援法とは

I. 目的

親をはじめとする身近な人、保育所や学校などの担任、病院や福祉機関で支援に携わる者、行政機関の職員、その他様々な立場の国民全体が、発達障害の特性を理解し支援ができるようにするために

- ・早期発見・発達支援に関する国・地方公共団体の責務を明らかにしました。
- ・発達障害のある人の自立や社会参加のために、様々な分野で支援の充実を図る必要性があることが示されました。

Ⅱ. 定義(発達障害とは)

自閉症やアスペルガー症候群などを含む広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などが代表的ですが、このほかにもトゥレット症候群、吃音症など様々なものがあります。

現時点では、確かな原因は明らかにはなっていませんが、様々な調査から、脳の機能が平均的な世の中の人とは違う発達の仕方をしているらしいということが徐々に 分かってきています。

「発達障害」という名前から、「発達しない」「子どもの時期だけの障害」などというイメージが持たれることもありますが、これは誤解です。その人に合った支援があれば、自立や社会参加の可能性は高まります。また、発達障害の特性を踏まえた支援は、子どもの時期だけではなく成人期や老年期にも必要になります。

Ⅲ、相談機関等(発達障害について相談したいとき)

まずは、現在住んでいる地域の中にある様々なサービス機関(たとえば、市町村の 役場、保育所、学校、医療機関、ハローワークなど)でも、発達障害に対する知識が 年々高まってきています。

また、都道府県や政令市には、発達障害者支援センターが必ず置かれていますので、 お住まいの地域の発達障害者支援センターに連絡をしたりホームページを確認した りするのも良いでしょう。

国においても、発達障害情報・支援センターのホームページを随時更新し、様々な情報を掲載しています。 (掲載先) http://www.rehab.go.jp/ddis/

Ⅳ. 普及啓発

発達障害については、日本だけではなく世界中で関心が高まりつつあります。たとえば、平成19年には国連総会において「4月2日を世界自閉症啓発デーと定める」決議、平成24年には「自閉症スペクトラム障害、発達障害及び関連する障害により影響を受けている個人、家族及び社会の社会経済的ニーズへの対応」に関する決議が採択されています。

日本国内でも、4月2日の世界自閉症啓発デーには様々な場所で建物を青くライトアップする取組や、4月2日から8日を発達障害啓発週間として様々な啓発イベントが行われるようになっています。

(掲載先) http://www.worldautismawarenessday.jp/htdocs/

おわりに

障害者差別解消法の理念を実現していくには、国民一人ひとりの障害に対する理解と適切な配慮が不可欠であり、差別と解される事例についても、お互いの意思疎通不足や理解の不足が起因していると思われることも見受けられます。 法に定められたから義務としてやるという姿勢ではなく、事業者や障害者が歩み寄り理解を深めていくことが、差別解消の第一歩につながると考えられます。

本指針は、そうした事業者の取組に資するよう、今後も、より具体的な事例、 特に好事例をお示しできるよう随時見直しを図るなど努めてまいります。

事業者のみなさまの本法に関するより深い理解と、障害者差別解消に向けた 取組を積極的に進めて頂きますようお願いします。

■ 関連ホームページ

障害者権利条約(外務省)

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/index_shogaisha.html

障害者差別解消法 (内閣府)

http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html

障害者基本法(内閣府)

http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/wakugumi.html

厚生労働省

http://www.mhlw.go.jp/